## 行政区画編成等に関する要望•陳情•提案等

熊本市行政区画編成等に関する要望•陳情•提案等一覧

| 要望等者 |  | 要望等先 | 頁 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 政令指定都市移行時の区割りに関する要望書 | 城南町長 八幡紀雄 城南町議会議長 城南町嘱託員会長 大澤一史 | 市長宛 | 1 |
| 西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還 元要望書 | 小島校区第1町内自治会 | 市長宛 | 2 |
| 要望書 | $\begin{array}{ll} \text { 川上校区自治協議会会長 } & \text { 恵口健一 } \\ \text { 西里校区自治協議会会長 } & \text { 松本信二 } \\ \text { 北部東校区自治恊議会会長 } & \text { 林恭三 } \\ \hline \end{array}$ | 審議会会長宛 | 6 |
| 要望書 | 富合町合併特例区協議会会長 田中栄信富合町区長会会長 岩永則勝 | 審議会会長宛 | 10 |
| 第3回熊本市行政区画等審議会開催 |  |  |  |
| 旧北部町の区割りに関する陳情書 | $\begin{array}{ll} \text { 川上校区自治協議会会長 } & \text { 恵口健一 } \\ \text { 西里校区自治協議会長 } & \text { 松本信二 } \\ \text { 北部東校区自治協議会会長 } & \text { 林恭三 } \\ \hline \end{array}$ | 市議会議長宛 | 11 |
| 行政区の区割り及び区役所の位置に関する陳情書 | 城南町まちづくり推進会会長 松岡鶴男 | 市議会議長宛 | 14 |
| 熊本市の政命指定都市移行に伴う区割り等に 関する陳情書 | 富合町区長会会長 岩永則勝 | 市議会議長宛 | 15 |
| 行政区画の編成等に関する要望書 | 花園校区自治協議会会長 大群憲司 |  | 16 |
| 行政区画の編成等に関する陳情書 | 城西校区自治協議会会長 岡山 毅 | 市議会議長宛 |  |
| 熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に 関する要望書 | 富合町まちづくりを考える会会長 野口政之 | 審議会会長宛 | 17 |
| 第4回熊本市行政区画等審議会開催 |  |  |  |
| 「政令都市区割り」に関する要望書 | 龍田校区自治協議会会長 杉本三高 | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 審議会会長宛 } \\ \text { 市議会議長宛 } \end{array}$ | 18 |
| 市が示した「区割りと区役所位置」案は混乱 を拡大するだけです。拙速に結論を出さず，市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議 を。 | 日本共産党 熊本地区委員会委員長 重松孝文  <br> 日本共産党 熊本市議団団長 益田牧子  <br>   議員 上野美恵子 <br>  議員 那須円  | 審議会会長宛 <br> 市長宛 | 19 |
|  | $\begin{array}{lll}\text { 自由民主党 } & \text { 熊本市議団団長 } & \text { 江藤正行 } \\ \text { 公明党 } & \text { 熊本市議団団長 } & \text { 鈴木弘 }\end{array}$ | 市長宛審議会会長宛 | 22 |
| 要請書 | 日本共産党 楠支部支部長 山部京子 | $\begin{aligned} & \text { 審議会会長宛 } \\ & \text { 市議会議長宛 } \\ & \text { 市長宛 } \end{aligned}$ | 24 |
| 第5回熊本市行政区画等審議会開催 |  |  |  |
| 要望書 | 清水校区自治協議会長 坂本一幸 | 市長宛 | 25 |
| 区割りに関する要望書 | くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民•民主•人 市民連合市議団倀 田辺正信 | 市長宛 | 26 |
| 区割り等に関する要望書 | 社民•民主•人 市民連合市議団 | 審議会会長宛 |  |
| 「行政区画編成•区役所の位置」についての 市民説明会に関する申し入れ | 平和と民主主義，くらしを守る熊本市民連絡会 代表 芹栄次 | 市長宛 <br> 審議会会長宛 | 28 |
| 政令指定都市の区割り変更について | 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 | 市長宛 | 31 |
| 区割りに関する要望書 | 平和と民主主義，くらしを守る熊本市民連絡会 代代表 井芹栄次 | 市長宛 <br> 審議会会長宛 | 33 |
| 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関す る申し入れ | 日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文  <br> 日本共産党熊本市議団 益田牧子子  <br>  上野美恵子  <br> 那須円   | 市長宛 <br> 審議会会長宛 | 34 |
| 熊本市行政区画の編成に関する提案書 | 公明党熊本市議団 団長 鈴木弘 | 市長宛審議会会長宛 | 38 |
| 要望書 | 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 四南校区自治協議会 会長 村田政時 御幸校区自治協議会 会長 田中保而 | \|市長宛 <br> 審議会会長宛 | 60 |
| $\begin{aligned} & \text { パブリックコメント・住民アンケート・説明 } \\ & \text { 会の意見集約に寄せられた「区割り」に関す } \\ & \text { る住民意見への日本共産党の見解 } \end{aligned}$ | 日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 <br> 日本共産党熊本市議団 益田牧子  <br>  上野美恵子  <br> 那須円   | 市長宛 <br> 審議会会長宛 | 61 |
| 第6回熊本市行政区画等審議会開催 |  |  |  |
| 区割りに関する要望書•陳情書 | 平和と民主主義，くらしを守る熊本市民連絡会代表 井芹栄次 | 市長宛 <br> 審議会会長宛 <br> 市議会議長宛 | 65 |
| 納得いかない政令市区割り案に反対する陳情書 | 「政令市区割りを考える会•武蔵」代表 山部洋史 | 市長宛 <br> 審議会会長宛 <br> 市議会議長宛 | 66 |
| 第7回熊本市行政区画等審議会開催 |  |  |  |
| 納得いかない区割り案に反対する陳情書 | 「政令市区割りを考える会•武蔵」代表 山部洋史 | 市長宛 <br> 審議会会長宛 | 67 |

熊本市長 幸 山 政 史 様


## 政令指定都市移行時の区割りに関する要贸書

秋麗の候，益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また，先の9月県議会において熊本市と城南町の合併に伴う廃置分合議案が議決さ れ，来年3月23日の合併に向け着実に準備も進められているところてすが，合併協議開始からこれまでの間，市長をはじめ市当局におかれましては，多大なる御支援と御協力をいただきましたことに改めまして厚く御礼申し上げます。

さて，今回の合併により，政令指定都市への移行は確実であり具体的な協議，検討 が進められていることと存じますが，これまで合併協議を行ってきた中で，第 7 回熊本市•城南町合併協議会において本町委員から政令指定都市に移行する際の区割りに関する要望が出されております。この要望は，昨年合併されました旧富合町と本町と は㵲接しており，地城の一体性から見ましても昔から農業関係事業をはじめ色々な分野で連係•協力さらには交流を行っており，現在もその関係は変わっておらず，地理的に見ましても合併前の市域とは緑川を隔てており，富合•城南地域を一つとする区割りを行うことが合理的であるというもので，各種組織（団体）からも同様の意見が多数寄せられています。

つきましては，行政区画等審議会にて区割りを決定されます際には，以上のことを踏まえた区割りを行っていただきますよう要望します。

## 西部環境工場施設代替建設に伴う

## 町内への還元要望書

平成 21 年 12 月 3 日
小島校区第一町内自治会

## 西部環境工場施設代替建設に伴う <br> 畈内への䢙元要閏書

西部環境工場施設代替建設に伴う，町内への還元としての要望を，自治会主催に よる臨時総会を下記の日程に於いて開催し，住民の意見を集約したものを要望書 として提出致します。

記
日 時 平成 21 年11月1日（日）午後7時より
会 場 小島上町公民館
議 題
西部環境工場施設代替建設に伴う
町内への邆元施設等の要望について

## ［要望事項］

## 1．入浴旅㒛の敖直

揓設に対する付带要望として
（1）災害時に，安全をいち早く磪保出来る確実な避難所 として，対応出来る設備も含めた建設をして頂きたい。 （設備内容の要望）
 トイレ鷕蜑。
（2）東部工場にある，三山洼の入浴施段より も広くて更に，高齢者が安心して入浴出来る設備を含めた建設をして頂きたい。
（施設内容の要望）
1．手すり付きで，手足の不自由な方も入济出来る泬増。
2．入浴後のリラックスルーム。
3．カラオケや嘀り等が出米る太広回。


6．健康城進に算げる（スボーツジムみたいな）多目的ルーム。

## 建設場所として

（1）西部市民センターの西側地
（理由）•交通の利使性。
（2）西老人福祉センター
（理由）－交通の利便性。
－高粭者は遠い所に歩いて行くのは無理日常的に使いなれている所だから。
2．道路昿張広張場所として
（1）鉄塔のある道路（通称：3号線よりL型）より御坊山へ向かう道路。
（理由）一般車両の離合も，儘にならない実状であり特に，緊急事㸃が発生した場合危惧致します。日常生活に，安心と安全な環境を有するために緊急車両の通行路として，6メートル幅の道路に拡張して頂きたい。

## 3．唄内の珼境整增

嚚境整備箇所として
（1）御坊山の公園化
（理由）私達の町内に於いては高齢化が進み，お年寄りが菿える場所又散歩する場所もなく，更に子供達が伸び伸びと遊べる場所がないために
1．御坊山周囲の道路䚡装

3．水道設備
4．足灌の没潅
等の設備をお願い致します。
（2）町内の使用道路の哺装
（理由）町内の使用道路数箇所於いては，コンクリート諌装がひび割れて宿没し，そのために段差が出来危険な状据であるために，アスファルト舗装を お願い致します。
4．ゲートボール・グランドゴルフが出来る場所と足湯の設置
場所として
（1）現在の工場を解体した跡地
（理由）老若男女，屋外に於いて楽しくスポーツが出来更にスポーツ後足湯に入れる場所を造ってほしい。解体後更地にすることで，二十数年後に工場建替えが支障なく行えるのでは。

## 5．地元野菜等を販売出来るコナーの設愊

## 場所として

（1）辣元施設用地内
（理由）私達の地域は農業地帯であり，そこで収穫 された新鮮な野菜等を販売する事で，地域の活性化に繋げるのでは。

以上をもち住民による要望事項を，遅れている上町一町内の発展と活性化を図る ために，是非々受け入れて頂きます事を切にお願い申し上げます。

## 6．师内自治会長としてのお願い

今回建設される環境工場に於いては，将来に熬げで往く良好な環境工場として住民との信頼関係が保たれるよう市と住民が一体となって，ざっくばらんに，意見の交換が出来る場を碓保して頂く様㧍願い申し上げます。
又今回の事業に於いて，施殿の性格上様々な不確定情報が交錯し，地域が混乱する結果となったことから，次の建設計画を立てられる際には，今回の反省を教訓に出来るだけ早い段階から，地元住民に十分な説明を行い，協議をすることをお願い申し上げます。

それから私達の地域（上町一町内）の集落に於いては，市街化調整区域であり更に，農耕地域に於いては農業振䕟地域でもあります。
これは，国土资源に㟢与する事を目的とした政策だとは思いますか，目下の状热に於いては，農業従事者が高賸となり，更に農業後継者も多くはない実状であります。将来このままの現状が持続するならば，希渠が持てない地域になるのではと，町内を与る自治会長として膚るところであります。

そこで，本市の政令指定都市移行後の区役所の位硻について，マスコミ等で常に報道されていますが，私達住民としては，現在の支所が西部地区の区役所として位苜することを切に願っているところであります。
因って，現在の支所加区役所として位置するならば，それに関速したいろんな施設の建設が行われるのではと期待を脂らませているところです。

従って，一町内自治会長として，住民が希望を持って暮らせる町，更に将来を担って往く子供たちのためにも夢が抱けるような興境を推進するため，これを機会に多くの施設の建設が行われ実現出来ますことを，切にお願い申し上げたいと思います。遅れている上町一町内の発展のために，何卒宜しくお願い申し上げます。

平成 21 年 12 月 3 日
小島校区第一町内
自治会長 河田 哲昭

## 明 制州 䚀






相岖
腹川感



䕎 盘 盘





















 H6to











## 毗睘州盘
















##  <br> 鎜 盘 制





あ人（





今 H to 。
 S H が。






















山されが。


䛧吸
制 ㅁ


作岻 等 尃




興恬世䊮低


## 熊本市議会議長

竹 原 孝 昭 様
行政区の区割り及び区役所の位置に関する陳情書

## ［陳情の趣旨•理由等】

現在，新聞やテレビ等の報道でたびたび取り上げられ注目されており ます中で，熊本市行政区画等䔰議会において，政令指定都市移行に伴う行政区画の編成及び区役所の位置等について慎重に協議いただいている ところでございます。
この区割りの問題につきましては，様々な基準と多角的な視点で提え決定する必要があると聞いています。そのような中，城南町と旧富合町 においては古くからのつながりと一体性があること，あるいね，市域と緑川で隔てるといった地理的特性があるということは，区割りにおける大きな判断要素であると思われます。

また，この区割りに関しては城南町長と議会議長及び嘱託員会長より旧富合町と城南町で区を設置していただきますよう要望書が提出された と間いております。
幸い，今回の区割りにより設荁される区役所については大区役所を考 えておられるようでありますので，私たち城南町民の要望どおり城南町 と旧富合町を一つの区割りとして認めていただき，更には城南町に大区役所を設置していただきますなら，膦接する旧富合町の住民の方々はも とより，合併に関する不安を未だ抱える城南町民に対しても，現在の総合支所や区割り後の出張所より，はるかに充実した住民サービスの提供 が可能となることは明らかで，ひいては，新市の南部地域の発展にもつ ながるのではないかと思います。

さらには，城南町が熊本市との合併に向け一致団結して取組んで来た ことは，市町村の合併の特例等に関する法律の期限内に政令指定都市と なる要件を满たすことに大きく貢献したものとも思っております
つきましては，貴市議会におかれましても今回の区割りに関しては， このような状況を考慮いただきますとともに，格段の配慮を賜りますよ う陳情いたします。

## 平成21年12月14日

住 所 熊本県下益城郡城南町隈庄 261 － 1団体名 城南町まちづくり推進会。
代表者 会長 松 岡 鶴 帮简

## 熊本市議会議長

## 竹原 孝昭 様

熊本市の政令指定都市移行に伴ら区割り等に関する陳情書
（陳情の趣旨）
富合町は昨年 10 月 6 日に熊本市と合併し，新熊本市の一員となったところでござ います。

合併に当たりましては，宇土市や城南町との合併も選択肢に举がっていたところで ございますが，熊本市が政令指定都市になることが熊本都市圈や熊本県の発展ひいて は富合町の将来の発展にも㢣がるとの理由から熊本市との合併に至った経緯がござ います。

さて現在，熊本市行政区画等䓊議会において，本市の政令指定都市移行に伴う行政区の区割り等を審議されている中，各方面から区割りに関し様々な要望が㟢せられて いると聞いております。
富合町といたしましては，この区割りに関し瞵接町であります城南町とは，歴史的，地理的，人的繋がりが深く，同じ区となることに反対するものではありませんが，2町だけによる区割りは前述の合併の経緯からして住民の間に不満の声も多く承服で きません。
つきましては，今回の区割りに関しましては，2町による小さな区割りではなく，先の書議会で承認されました概ね 10 万から 15 万人の区割りに沿って，隣接する旧熊本市を含めた広い地域による区割りを陳情いたします。

平成 21 年 12 月 21 日

富合町区長会
会長 岩永


熊本市行政区画等審議会
会 長 桑 原 隆 広 様

花園校区自治協議会 会 長 大群 憲

城西校区自治協議会 会 長 岡 山

## 行政区画の編成等に関する要望書

「花園まちづくり交流室管内の小学校区（花園校区，城西校区及び池田校区。以下「当校区」という。）は，隣接する一新校区及び壺川校区，並びに城東校区等と同一の行政区に編成していただくよう要望します。」

## 【理由】

私たちの校区は，大正10年6月1日，大熊本期成会に呼応した1市1町10村 の合併により熊本市の一角を形成することとなり，以来，一新校区，城東校区及び壺川校区等と共に発展し，今日に至りました。

バスや電車など交通体系も，一新校区，城東校区及び壺川校区と一帯となっ ています。仮に，現市庁舎が中央区役所となる場合には，当校区にとつては，中央区役所が最も交通アクセスが良好で利便性の高い場所となります。

又，城西校区は一新校区と中学校を同じくし，池田校区と花園校区は，井芹中学校が新設されるまでは壺川校区と中学校を同じくする等，住民相互の交流 も活発であります。

そして，花園校区，城西校区及び池田校区は，花園まちづくり交流室の管轄区域に属し，密接な住民交流，文化交流が行われています。

熊本市行政区画等審議会では，熊本市長の諮問を受けて政令指定都市に移行 する際の行政区画の編成及び区役所の位置について審議されています。

申すまでもなく，「行政区がどのように区画されるか，新たに設置される区役所の位置はどこになるか。」は，政令指定都市移行後の住民生活や地域自治活動に多大な影響を及ぼす問題であり，審議会では，最大多数の市民の意向を反映させるべく慎重な審議を重ねているものと推察します。

私たち校区自治協議会としても，区割や区役所の位置は最大の関心事であり，区割等に関する勉強会を重ねると共に，住民の意向聴取に努めてまいりました。
結果，当校区住民多数の意向は，地域の生い立ちの歴史的経緯及び生活利便性の観点から，大正 10 年の合併で大熊本市を形成するに至った地域と一体とな った行政区画の形成であります。
行政区画の編成及び区役所の位置は，何よりも地域住民の生活利便性や地域 の繋がりを最優先に決定されるべきであります。

つきましては，行政区画等審議会において答申案を検討されるに際しては，以上ご賢察いただき，地域住民の意向に格段のご配慮を賜りますよう要望いた します。

## 熊本市行政区画等審議会

## 会長 桑原 隆広 様

熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する要望書
（要望の趣旨）
富合町は昨年10月6日に熊本市と合併いたしました。
合併に当たりましては，宇土市との合併協議会解消後，城南町との合併も考えられ ましたが，双方の町議会が否決したという事実がございます。
そのような中，富合町は熊本市が政令指定都市になることが熊本都市圈や熊本県の発展ひいては富合町の将来の発展にも繋がるとの理由から，政令指定都市移行への尖兵として熊本市との合併を選択したところです。

そしてその結果が，今回の植木町や城南町との合併，そして政令指定都市への移行 へ繋がったものと自負しているところでございます。

さて現在，貴会におかれましては，本市の政令指定都市移行に伴う行政区の区割り等を審議されている中，各方面から区割りに関し様々な要望が寄せられていると聞い ております。

富合町民といたしましては，この区割りに関し磷接町であります城南町とは，歴史的，地理的，人的繋がりが深く，同じ区となることに反対するものではありませんが， 2 町のみによる区割りは，前述した経緯からして熊本市との合併前に後戻りするもの であり，到底納得できるものではありません。

また富合町は，昔から隣接している川尻や天明などとの交流も深く，緑川で一律に線引きされることにも違和感を覚えます。

つきましては，今回の区割りに関しましては，2 町による小さな区割りではなく，先の審議会で承認されました概ね 10 万から 15 万人の区割りに沿って，隣接する旧熊本市を含めた広い地域による区割りを要望いたします。

平成 21 年 12 月 22 日

富合町まちづくりを考える会
会長 野口

熊本市行政区画等審議会
会長 桑 原 隆 広 様

龍田校区自治協議会
会長杉本三市事務局下 村 吉 23 構成団体長一｜

## 「政令都市区割り」に関する要望書

師走も押し迫りました繁忙なこの日に，突然の要望書提出となり恐縮に存じ ます。

日頃は，幸山市政の諸課題に強力に支援してまいりました龍田校区でござい ますが，この度の政令指定都市への移行が行政区画等審議会におういて，「区割り案•5区制•6区制案」が提示されたとの報道に，校区住民は最も重要で関心度も高く各団体役員に意見が上がってくるのでございます。一方団体長会でも其の都度注視していたのでございますが，政令都市誕生の祝賀ムードとは別に
「 6 区案」実現の暁には，子々孫々まで長い将来において喜びが半減するので はと思います。先日の団体長会においても「6区案」要望が可決となり，提出 の運びとなりました。

何卒，校区住民•地域住民の要望をお汲み取りの上採用されますよう切望致 します。

要望内容は，次の通りです。
1，お願いしたい現在の区制案については，「6区制案」を支持します。
2，予定されている北方の区役所への厂クセスを開所までに改善して欲しい。巡回バスの検討，
区役所の駐車スペースの確保は，
3，現在の本庁が中央区役所となった場合，仮に清水区役所の龍田の者か中央区役所でも諸手続きができるか。（現在交通アクセスは本庁へは良好）
4，現在の龍田市民センターの事務分掌を残す。
5，龍田校区を含めた龍田地域 5 校区，楠，武藏，弓削，榆木が，年用合同行事（地域市民の集いと，宮本武藏頙彰祭）催事している ので分割しないようにお願いします。

# 市が示した「区割りと区役所の位置」案は混乱を拡大するだけです。拙速に結論を出さず，市民への說明と意見を聞いた上で慎重審識を。 

2009年12月28日


1，今月 22 に開催された第 4 回熊本市行政区画等審議会に，「区割りと区役所の位置」につ いて（市）事務局から「6区案」と「5区案」が示されました。しかし，審議会では意見百出してまとまりませんでした。当然です。あまりに問題が多すぎ，一致点を見出すのが困難であるだけでなく，肝心の市民の理解が得られるものとはなっていないからです。

ところが，次回の 2010 年 1 月 5 日の第 5 回審議会でとりまとめるかのような報道がさ れているため，大変心配しております。審議会委員の皆様にとつても，多忙な年末年始を含め，わずか 2 週間足らずでまともな検討が出来るはずもないと思います。政令市になっ て市民の利便性と行政の効率性が向上するかどうかの「要」をなす「行政区画と区役所の位置」については，いったん決定すれば，余程大きな問題が生じない限り，数拾年のスパ ンで継続し，まさに歴史的大事業です。慎重の上にも慎重を期すことが求められています。来年3月までに取りまとめるためには時間がないなどの理由で，熟度が足りないとわかっ ていながら，見切り発車すれば取り返しのつかない事態に直面することは必至です。

したがって，拙速に結論を出さずに，市民に十分説明し，意見を聞くこと，とくに利便性が低下すると考えられる地区の住民には，より丁寧な説明と，十分な意見聴取を行った上で，とりまとめにあたっていただきますよう強く要望するものです。
2，今回，市から提示された「5 区案」と「6区案」について，絶対に容認できない重要な問題が含まれています。

それは，植木および城南•富合に区役所を設直することが大前提となっているために生 じている問题です。このような前提を置くこと自体，審議会の委員の皆様には，大変失礼 な話だと存じます。合併町との法定協で，市長が区役所を当該町におくと約束して，「区割りと区役所の位置」を諮問するなど，本来，あってはならないことです。こんな大事な問題で，審誡会での自由な審識が阻まれれば，将来に禍根を残すことは明白です。「植木 に区役所を設蒖」するという問題についても，審議会としては参考意見として受け止めて，審議を進めればいい問題ではないでしょうか。現に，審議会での江藤委員（市倳会の合併

政令市推進特別委員会委員長として法定協に参加）の発言と市事務局の見解が異なってい ることでもわかるように，植木や富合•城南地域だけで区役所を設置するのか，隣接する熊本市域も含めた広い地域で区割りされたときでも当該地区に区役所を膡くのか，明確に していなかったのです。そのことを曖昧にしたまま，とにかく合併を推進するために「植木に必ず区役所を置きます」と幸山市長が法定協で約束しているだけの話です。法定協で もそれ以上の事は決めていません。もちろん検討の過程で，旧北部町と植木町の範囲で区 が設けられるとしたら，どちらに区役所を置くことが合理的かの研究では，植木町役場庁含の活用も含めて，植木に置くほうが合理的との検討結果が出ていますが，そのことはそ れ以上でも以下でもありません。ましてや，今回の提案にあるような，楠，武蔵ヶ丘•弓削地域までも含めた区割りで，植木に置くことが合理的との検討は一切なされていません。 もし，そういう検討をするのであれば，そうした地域住民にも哾明をしながら，検討され なければ，住民不在といわれても仕方がないでしょう。

ところが，今回の提案では，どのような区割りになっても，植木と富合•城南に区役所 を置くことが合併時の約東であるとの前提に立ったものとなっており，それを審議会に押 し付けようとする意図が見え隠れしています。こうした異例の前提を置いているために， 5区案では，楠•武蔵ヶ丘•龍田•清水など北部地域の市民は植木の区役所へ，田迎•日吉•御幸•川尻など南部地域の市民は富合の区役所へ行かなければならなくなります。当該地域の住民にとって，提案自体が「青天の霎震」であり，利便性が大幅に後退し，これまで積み上げてきた地域活動が壊されてしまいます。絶対に納得できるはずがありません。こ れを無理やり通そうとすれば，「市長が植木と約東したからやをくを得ない」と説明する以外にありませんが，そんな住民無視の行政は許されていいはずがありません。

したがって，結論から言わせていただけば，審議会としては，合併地域も含めて，どう いう区割りをして，どこに区役所を置くことが，最も適切なのかを審議すればいいのでは ないでしょうか。「植木に区役所を置く」という市長の約束は，無視をする必要はないと思いますが，それを絶対視することは，公正•公平な区割り審議に逆行することになりは しないでしょうか。もし，審議会が「植木以外に区役所を直くことが妥当」と答申した時，市長がどういう意見を添えて市議会に提案するかは市長の権限にかかわることです。
3，今回の区割りと区役所設置案の提案の中で，突如持ち出されてきた出張所の位置付けと具体的機能には看過できない重大な問題が含まれています。今日まて「地域つくり，まち づくり」の拠点となってきた総合支所•市民センターを廃止し，出張所とすることが提案 されています。しかし，この問題について，これまで市議会の一般質問や，委員会等でお たずねしても，検討中ということで，どういう方向で検討しているか，明確な答弁が返つ てきませんでした。ところが，今回，市事務局が示した「比較表」を見てみますと，6区案であれば，出張所は「公民館•証明書交付業務のみ」，5 区案であれば，「現行市民セ

ンターの機能が維持できる」などと説明されています。委員の皆さんとしても，こんな大事な問題が突然持ち出されて戸惑っていることと存じます。

そもそも，市民生活に重大な影響を与える問題を，区割り案に付随するかっちで提案す ること自体，容認できることではありません。しかも，6区案と 5 区案とで，出張所の位置付けがまったく違ってくるということも，だれがどこで検討した結果，こんなことにな ったというのでしょうか。議会には全く報告もされていません。まるで，今回の提案は，「5区案であれば，市民センターはこれまで通りでいいですよ。しかし，6区案を選択す れば，単なる窓口業務だけの出張所になりますよ」と，5区案に誘導するために使われて いるとしか考えられません。たった一つ区役所が増えるだげ「，いちばん身近な市民セン ターに，こんな重大な格差をつける権限は事務局に与えられているはずもなく，区割り審議会の審議に大きな影響を与えるようなことも許されません。この問題は，それぞれの設置条例を根本的に変えることとなり，文字通り，市民ぐるみで論識し，市議会で納得のい く結論を出すべき大問題です。これまで幸山市長は「政令市になれば，区役所が出来，利便性が大幅に向上する」と説明してきていますので，「区役所が遠くなったうえ，窓口業務だけの出張所しかなくなる」という説明をすれぼ，だれもが裏切られたと思うことでし よう。

とくに，旧飽託 4 町のみなさんにとって，総合支所中心のサービスを受けてきたわけて すから，それが，突然「窓口業務のみ」となることを知れば，怒りと批判は大きく広がる ことは火を見るより明らかです。これらの地域と大規模な合併をすすめた際の協議におい て約束した，「総合支所としてサービスを低下させない」ということを反古にしてしまう ことになり，到底理解は得られないでしょう。

今回の区割りと区役所設置の検討にあたっては，出張所の在り方をセットにするのでな く，政令市がスタートするまでに，時間をかけて，市民だれもが納得する論識を進めるご きだと考えます。
4，最後に，わが熊本市は，長い時間をかけて「自治基本条例」を策定しました。市民生活 に最も直結する「区割りと区役所設曽問題」が，この条例の趣旨に沿って，市民参画です すめられるように最善の努力を尽くしていただきたいと存じます。

その点で，私どもが一番心配しているのは，市の側が䁇議会の皆さんに対して，「急が ないと間に合わない」といって，追いたてていることです。3月までに結論を出すことが先にありきで進行しているように見えます。

この点では，ぜひとも，審議会の中で，運営•進行についても，皆さんが納得いく論議 をしていただきたいと思います。

また，審議会で取りまとめてから市民に説明するというのでなく，2つの事務局案が示 された現時点で，微底した住民說明会を開いて，市民の意見を聞く時だと思います。なに とぞよろしくお願いいたします。以上

熊 本 市 長
幸山 政史 殿
熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 殿

自由民主党熊本市議団 長 江藤平票市党

公明党熊本市議
団 長 鈴木


## 行政区画編成の検討にあたっては，拙速は避け，市民等への説明 と意見を聞きながら，慎重に審議することを求める要望書

熊本市では，平成24年の政令市移行をめざして，諮問機関として熊本市行政区画等審議会（以降，審議会と称する）が設置され，行政区画等が検討されています。

この第4回審議会で，事務局から2案が示されたことから，議論が紛紏しまとまらず，会辰 からは次回までに持ち帰り検討するよう委員に要請があり，次回の1月5日の審議会で取りま とめるかのような報道もなされており，拙速感は否めません。

そもそも行政区画（区割りと区役所の位置）の決定は，政令市移行後の，新熊本市の都市整備，まちづくりなどの方向を左右するだけでなく，県都として，更には九州の牽引役として熊本市が発展していけるかとうかをも左右しかねない，大変重要なものです。

この行政区画については，市民等の関心は非常に高く，熊本市議会には，昨年12月に入って各自治協議会や諸団体から5件（約30団体）にも及ぶ陳情書が提出されております。 また市議会でも説明がないとの不満の声も多く聞かれ，直接影響のある熊本市民や諢会，諸団体等への説明と意見を聞くことなく，数回の審議会で決定しようというのは，拙速以外の なにものでもありません。

なぜ，こうまでして拙速に意見集約を図らなければならないのでしょうか。
勿論，平成24年春からの政令市移行といら熊本市の目標があり，限られた期間内での対応が求められていることは充分理解していますが，審議会に，2月までの区割り案の答申を求めるというスケジュールそのものに，大変な無理があるといわざるを得ません。

19番目として今春に政令市指定をめざす，直近の相模原市の例で見ると，覆議会が区割

り案の答申をしたのが平成20年7月，区名案の答申は平成21年1月です。
このことからも，熊本市は本年2月までの区割り案の答申にこだわる必要はありません。も し，区役所を設置する際に，新たな土地の取得が必要であるということが理由であれば本末転倒です。

また第4回審議会でも，委員の中から，事務局が提示した素案だけなのかとの意見も出さ れていたように，各素案について，客観的かつ詳細で，多角的な比較資料が提示されてお らず，委員が比較検討できないなど，事務局の説明不足，準備不足と言わざるを得ません。

やはり相模原市の例でみると，審議会開催の前に，行政として4案の素案を提示し，平成2 0年1月から2月の2ヶ月問をかけて，26ヶ所の市民説明会の開催と，同時期に市民意見の募集を行い，響議会は，その市民意見の反映に努めながら3区とする区割り案を答申してい ます。

特に重要なのが，市民説明会で，本庁，区役所，総合事務所（出張所）のイメージを明確 にし，その上て拠点性（人口分布，事業所分布，人の動き，や既存行政区域（警察，消防，保健福祉，土木等）の尊重や，先行政令市との出張所機能等の比較，区役所の位置につ いての効率性（拠点性，利便性），将来まちづくり計画との比較なと，各素案について，丁寧 な説明が市民や議会などになされたことです。

さて熊本市では，昨年4月に，熊本市の将来の姿を示す「第6次総合計画」を策定し，めざ すまちの姿として「湧々都市（わくわくとし）くまもと」，～九州の真ん中！人ほほえみ 暮ら しうるおう 集いのまち～を，打ち出しました。

この「第6次総合計画」の特徴の一つが，都市整備の方針として，中心市街地の他に，地域生活圈（地域拠点と生活拠点）を設定し，これまでたない多角連携型都市構造をめざした ことです。現在，熊本市では熊本大学に委託して，都市マスタープラン地域別構想策定の ための，人の動きに関する基礎調査を実施し，分析を進めているとも聞き及んでいます。

こうしたことからも，政令市をめざす熊本市の将来に禍根を残さないためにも，行政区画編成の検討にあたっては，抽速は避け，幅広い選択肢と，客観的な各種資料を提供し，市民，議会等への説明を行い，意見を聞きながら，慎重に畨議を進めるよう，強く要望します。

## 




















 N゙トれこ゚




## 

## 





 1) $-V^{\circ}$

 tanarla゚




## 

熊本市長 幸山政史 殿
くまもと未来市議団
団 長 下川 寛
社民•民主•人 市民連合市議国
$\qquad$
䙾

団 長 田辺

## 区割りに関する要望

政令指定都市移行について熊本市議会はその必要性を認識し特別委員会を設置し論議を進めており，また市長は区割り・区役所の位置などを諮問するための「区割等審議会」を立ち上げられました。 この区割りに関して，私達は議会が選挙事情などを背景にした意見 を主張していけば熊本の将来に禍根を残す事となりかねないとの考 えの下，今は審議会の経過を見守る事としています。

しかし，一部では慎重に取扱うべきという声がある中，残された時間は限られています。したがいまして，市長におかれましては，迅速に区役所•支所等ならびに財政等の正確な情報提供のうえ市民 の意見を聞き，審議会当初の決定事項を堅持しながら，世界に羽ば たく熊本県都としてふさわしい政令指定都市となるための「区割り案」を早急に取りまとめていただく事を要望いたします。

熊本市行政区画等番議会会長 桑原 隆広 殿

平成2 2 年 1 月 12社民•民主•人 市民連合市議席居連合

团長之的

## 区割り等に関する要望

政令指定都市移行に向けて熊本市議会は，その必要性を認識し特別委員会 を設置し論議を進めており，また市長諮問を受け，区割り・区役所の位置な どが貴審議会で議論が進められております。

私達は，この区割りに関し議会が選挙事情などを背景にした意見を主張し ていけば熊本の将来に禍根を残す事となりかねないとの考えの下，今は審議会の経過を見守る事としています。

しかし，一部では慎重に扱うべきという声がある中，残された時間は限ら れています。したがいまして，貴審議会におかれましては，今後開催される住民説明会における市民の意見を踏まえるとともに，審議会当初の決定事項 を堅持しながら，73万熊本市の均衡ある発展，更にはより身近な行政サー ビスの構築など，政令指定都市移行の有益性を市民が実感できる「区割り案」 を早急に取りまとめていただくことを要望いたします。

熊本市長 幸山 政史 様
熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 様
2010年1月12日

「行政区画編成•区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ


政令指定都市移行に伴う行政区画編成•区役所の位置に関する協議が，熊本市行政区画等審議会（以下「審議会」）において進められています。昨年12月 22 日の第 4 回審議会には，事務局（熊本市）より5区案と 6 区案のたたき台が示され，今年1月5日第5回審議会を経て，5区案6区案の両案併記のかたち で市民説明会が行われるはこびとなりました。

いうまでもなく，行政区画の在り方や区役所の位置については，政令市移行後の市民の利便性と行政効率，さらには地域の特性を活かしたまちづくりの在 り方に大きく影響を与えることから，市内各地域また諸団体より慎重な審議を求める要望はじめ多岐にわたる意見•要望が寄せられているところです。また，豋議会の議論においても， 5 区案 6 区案についての様々な意見とともに，二者択一に制限されない立場での発言も少なくなく，まさに市民的な議論はこれから本格的に行われる段階かと思います。

行政区画の在り方•区役所の位置に関する議論が，自治基本条例の理念でも ある市民参画の立場で進められるよう，また第 5 回審議会までの議論を通じて明らかになった点が説明会に正確に反映されるよう以下の点を要望するもので す。

## 1．市民説明会は，校区単位で行い，より多くの市民参加が保障されるよう昼と夜の時間帯で行うなど，最大限の配慮を払うこと。

1月26日から2月4日にかけて，熊本市内，城南•植木両町内の 19 か所 で市民説明会が行われます。しかしながら，熊本市の将来に関わる重大な課題であるにもかかわらず，わずか 19 か所の開催にとどまり，時間帯につい ても高岭者が参加しにくい夜の時間帯のみとなっています。これでは，市民意見を最大限集約することは困難であります。せめて校区単位でのきめ細や

かな説明会を行うと同時に，市民の知る機会•発言の機会を保障するために も，昼と夜の時間带で行うなど最大限の配慮を払うべきです。

## 2．行政区画等審議会の議論を踏まえ， 5 区案 $\cdot 6$ 区案の二者択一でなく，「財政効率」「出張所機能の向上」等の点から，3区案•4区案も参考案として示 し，市民の意見を聞くこと。

2 つのたたき台についての意見集約を行った第 5 回行政区画等覃議会におい ては，様々な角度から意見が出されました。両案についての賛否を明らかにし た委員ばかりではなく，さらなる議論を進めるべきであるとの意見も含め 9 名 の委員が二者択一の立場をとらなかったことは大変重要であります。

審議の特徴として， 5 区案の優位性を財政の面，さらには出張所機能の点から述べられていた委員の方も少なくありませんでした。そもそも5区案•6区案 の根拠の一つが，一区あたり10万人から15万人とした人口要件でありまし た。しかしながら，果たしてその人口規模が最適であるのかも，審議会委員で ある崎元達郎熊本大学顧問の発言でも示された通り「未証明の仮説」に過ぎま せん。こうしたことからも，より財政負担が少なく出張所機能の充実が期待さ れる 3 区案•4区案についても財政面，出張所機能の面から検証を行い，参考案として市民に示し，意見を聞くことが重要ではないでしょうか。

先行の政令市でも直近において，ほぼ人口も同程度の岡山市が 4 区，相模原市が 3 区となっていることからもわかるように， 3 区も， 4 区も現実的で有望 な区割り案であることは明白です。切り捨てることはできないと考えます。む しろ最初から， 5 区穼と 6 区案だけを示すのは， 5 区案に誘導するための提案•説明と受け止められても否定できないのではありませんか。

少なくとも，説明会において，『4区案，3区案はどうして示されないのです か。6区より5 区が財政負担が少ないのであれば，4区案の方がより少なくなる のではありませんか。それも示されない限り， 5 区の方がいいと判断できません』 と問われたらどうされるのでしょうか。

また審議会での，「市民の選挙権という視点から，少数の意見がよりいかされ る 3 区案 $\cdot 4$ 区案も含めて考えてもいいのでは」との意見も大変重要な指摘であ りました。

第5回審議会では，5区案•6区案が併記をして説明会が行われることにな りましたが，審議を通じてだされた意見を正確に反映するのならば， 2 案のみ ならず，3区案•4区案も一つの選択肢として，市民の意見を聞くべきであり ます。

## 3．今後の審議についても，拙速に結論を出さずに，市民説明を丁寧に行い

 ながら，市民意見の集約に努め，慎重に審議を進めること。第 1 回審議会において今後のスケジュール案が提案された際，十分な審議を保障するためにも答申の期限を 2 月中旬と定めず，慎重に進めるべきとの意見 が出されています。また，審議を始めるにあたっての桑原会長のあいさつにお いて，「審議会でしっかり審議をし，そして市民の皆さんの意見をよく聞きなが ら審議を進めたところはその後の政令指定都市への移行もスムーズに行ってい る。そうでなかったところは必ずしもスムーズにいかなかったのではないか，私はそういう印象を持っています。」と述べた後「この審議会におきましても皆 さん方としつかり議論をいたしまして市民の皆さん方の意見もお聞きしで審議 を進めたい」との発言は大変重要です。

2012年4月の政令市移行に合わせ，区役所新設のための予算化のスケジ ュールもあるかと思いますが，それにより慎重な雷議が保障されないというこ とでは，本末転倒であります。今後の㰓議においても，拙速に結論を出さずに，市民説明を丁寧に行いながら，市民意見の集約に努め，慎重に室議を進めるこ とを切に望むものです。

熊本市長 幸山政史 様

西原校区自治協議会
会長 緒方正

## 政令指定都市の区割り変更について（要望）

熊本市の政令指定都市昇格を目指して日々精励しておられることに敬意を表します。
さて，私たちの居住する西原校区は，これまで熊本市の東部地域に区分さ れ今回の区割り案においてもこの取り扱いのままとなっておりますが，当校区 は北バイパスと東バイパスの結節点にあって年々都市化が進む地域であり，地理，交通，生活等のいずれの観点からも熊本市中心部との結びつきが強く，住民はかねてより熊本市中心部への区分変更を望んできたところです。
しかしながら，今回の区割り検討においては，いずれの案も依然として当校区を東部地域に区分し，西原校区だけが中心部から切り取られたようないび つな形で上述の現状を全く無視した区割りとなっており，校区住民が到底納得出来るものではありません。
ついては，住民の総意として西原校区各町内自治会長の署名を添えて，当校区を中心部に加えることを強く要望いたします。

西原校区自治会長

第二町内会長 熊术前渡碾8－10－6 大 村 南傅鸟

第五町内会長 能本市西歪3T目 2－4－204 柿山建移。

第七町内会長 熊本市新湳部5T1日6－45－1001 緒方正幸墅）

## 熊本市西原校区各種団体長名簿



青少年育成協議会会長 熊本市行仅田1－15－39消防因第六分田田長熊本市新副部5T目2－48 梅田辛
女性の会 会 長 熊本市两俕3个目み社会体育協会会長熊本市历原ご目 $29-25$防犯協講会会長
民生児童委梖協識会会長能本市保田窑本町3－86千田西原中学校PTA会長熊本布西原 2 目 10 － 5 矢野道弘


熊本市長 幸山 政史 様
熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 様
2010年2月1日
平和と民主主義・くらしを守る
熊本市民連絡会
代表 井芹

## 区割りに関する要望書

1月26日から始まった区割り説明会は，市民の高い関心が示され，どの会場で も活発な論議がなされています。「区割りと区役所決定」の仕事は，住民の理解 なしでは進められない大事業です。これまでに開かれた各会場で出された要望 について早急に改善されることを要望いたします。

1．説明会には，熊本市長•行政区画等審議会委員が出席すること事務局（市職員）が聞き取り「伝えます」といっても，どこまで，どう いう形で伝えられるのか，直接審議員自身が市民の声をつかまなければ正しい判断はできないのではないか。会場に同席して，市民の思い・願 い・意見を真摰に受け止めてほしい。

2．提案資料は，市民が求めるものを提示すること
1． 5 区• 6 区案だけでなく， 3 区• 4 区案も示すこと
2．整備費だけでなく，運営経費など見通しを示すこと

## 3．説明会で発言時閒を確保すること

この会の位置づけは「説明会」ではなく，もともとは「住民意見の聴取」 を目的としている。
事務局の説明に60分かかり，残り30分しかない中で，発言したくて も発言できない不満が寄せられている。

4．最低小学校校区单位で開催し，修正案も示し，再度きめ細かに説明の場を広げること
説明会は今回だけでなく，修正案を示し，再度説明会を開くこと。高齢者•女性など参加できるよう，校区単位で，昼間の時間帯もひらいてく たさい。

熊本市長 幸山 政史 様
熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 様

日本共産党熊本地区委員会


## 熊本市の政令市移行にともなら「区割り」に関する申し入れ

昨年11月からはじまった「熊本市行政区画等䁇議会」は，この間 5 回の会議が開かれ， 5 区案• 6 区案という具体的な区割り案も示されました。しかし，昨年末に览しく提案された「5区」案 と「6区」 案に対しては，地域や各種団体，議会等から，抽速に方向を出さず，住民の納得が得 られるような徽底雚議を求める要望書も出され，審議会としても意見が大きく分かれました。1月 26 日から 2 月 4 日までの 9 日間，熊本市内と植木町•城南町において， 18 力所•19回開か れた地域での「政令市移行の区割り案説明会には，述べ 1802 名の傪加があり，活発な意見が交 わされました。それと平行して，約 3,000 人を対象にしたアンケートやパブリックコメントも実施されています。住民説明会では，踓識会から提案されている5区案•6区案に対する異論が相次 ぎ，引き続き丁寧な説明を行なうことや微底した論議，住民合意に向けての意見㯖取が求められ ました。
住民の意見は大きく分かれています。政令市移行にともなら「区割り」は，一旦決まれば，遠 い将来にまでかかわる重要な問題であり，また引き返すことはできません。将来に禍根を残さず，住民の不满•不安に応え，理解•納得に基づく「区割り」をすすめていくため，以下の点について要望したします。

1，住民の理解•納得が得られるような「区割り」にするため，引き続き住民へ の丁寧な説明を行い，意見を正しく聴取•集約し，慎重かつ徽底した論議を行ちこと
この間開催された説明会でも明らかになったように，多くの住民が 5 区案 $\cdot 6$ 区案に不満 と不安を持っています。これら不安に応えられる慎重な論議が求められます。 18 力所，夜間のみの開催という説明会では，夜外出できない人や，遠くへは行けない人～の説明責任 は果たされていません。また，「なぜ，5区•6区案しか提案しないのか」「事務局の説明は，

5 区案に誘導しているようだ」なと，厳しい意見が相次ぎ，「区の名称を決めるのに 1 年も かける予定でありながら，区割りに 4 ヶ月しかかけないのは逆ではないか」などの意見も ありました。住民の意見を尊重し，納得のいく「区割り」をすすめていくため，校区単位 や昼間開催も含め，引き続き丁寧な説明を行なうこと，拙速に結論を出さずに慎重かか徹底した論議を行うこと，そして，住民の意見を正しく集約していくべきと考えます。

2，「区割り」にあたっては，（1）これまでより住民サービス・市民生活を向上さ せること，（2）主権者である有権者の意思が正しく反映できるようにすること， （3）財政負担を最小限に抑えること，この 3 点を「基本原則」として押さえる こと

3，具体的には，以下の点を押さえて，住民の不満•不安に応え，理解•納得の得 られるような「区割り」をすすめていくこと
（1）区の人口は，住民の生活圈を重視し，「 10 万～ 20 万人程度」を目安に検討すること

行政区画等踓議会では，区の人口は「10万人～15 万人程度をひとつの目安と する」とされています。しかし，全国的には，区は大小さまざまに存在しており，一番人口の多い区は，横浜市の 311,722 人，少ないところは堺市の 39,249 人， すべての政令市の平均的な人口は約 15 万人，約半数の区が人口 10 万人 $~ 20$ 万人の範囲にあります。区割りは，地域の成り立ちや地域における住民の暮らし，交通も含めた社会環境などの客観的条件を充分に考慮した上で決定すべきであ り，単に人口のみで，区割りの条件を規定すべきではありません。「人口 10 万人 ～15 万人」という目安は，確たる根拠があるものでなく，そこに住む住民の生活圈が重視されるべきです。他都市の現状も踏まえ，住民の生活圏が尊重されるよ らな「区割り」が行なえるよう，区に人口の目安は「10 万人 $~ 20$ 万人程度」と すること。
（2）「区役所の位置」は，「地域の拠点」となる場所として考える
5 区案•6区案いずれでも，植木町役場，城南町役場，富合総合支所，西部市民センターなど，それぞれの区における地域の拠点と言うには，人口の分布・や地理的条件，交通の利便性からも，理解の得られないような区役所穼が現存施設と して提案されています。行政区を設置したとき，区役所は名実ともに「地域の拠

点」とならなければなりません。
昨年3月に策定された「第2次能本市都市マスタープラン」の基本理念でも，「これまで形成された都市基盤や経済活動等を支える都市機能の集積を活かし」 と謳われ，今後の熊本市は，中心市街地を中心拠点に地域生活圈の中に地域拠点 をつくっていく『豊かな水と緑，多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』という方向性が示されています。要するに，政令市に移行する中で設蒖さ れる「区」は生活圏で，住民の暮らしの中心となる地域の拠点が「区役所」です。真に住民の生活に根ざした生活圏たる「区割り」と，地域の拠点であると認識で きる「区役所の位置を考えていくべきです。

## 中心商店街をはじめ，熊本市が元気になる区割りを

本市の中心商店街では，今後，影気経済の低迷による消費動向への影響に加え，熊本城内にある合同庁含が駅前に移転することによる影響も心配されています。 どこの市町村でも，市役所•役場は，その存在そのものが大きな経済波及効果を持ち，䀼わいの拠点となっています。政令市移行にともない，行政区か設置され れぼ，現行の市役所人員が各地域の区役所に分配され，中心街の人の流れにも少 なからぬ影響が出てきます。区役所を数多くつくればつくるほど，地域の拠点で ある区役所へと人の流れが移ります。区役所は設置されても，中心商店街への影響が最小限に留まるような市役所機能の維持も必要です。中心商店街が元気で，市全体が活気あふれる＂まちづくり＂となるような「区割り」が求められます。

## 住民サービス向上の観点から，5区案•6区案にとらわれず，住民の視点で 3 区案•4区案も検討する

この間の住民説明会の中で多数の意見が出されていたように，交通の不便なと ころに区役所をつくって，区を多数に分けても市民の利便性が向上しないことは もちろん，地域の発展も見込めません。ましてや区役所設置によって，現存の市民センター・総合支所の機能が低下するのであれば，市民サービスが低下していく ことは明らがではないでしょうか。区役所でしかできないこと，特に居住地の区役所でしかできないサービスもあり，区役所設置によって住民に不便が生じない ためにも，区を小さく分けずに大きな区割を検討し，その分現存の市民センター・総合支所の機能拡充を図るという「区割り」の考え方も示し，十分な市民的論議 を行うべきではないでしょうか。そういう意味で，5区案•6区案にとらわれず， 3 区案 -4 区案も具体的に示し検討すべきです。その上で，真に生活の拠点となる区役所の位㯰を決定すべきです。

## 旧熊本市内ならびに植木町•城南町，双方の住民に公平な区割り審議

 をすすめることそもそも区役所の位畺は，行政区画等䈏議会に答申されているものであり，そ の前に「区役所位置の決定1に権限をもたない合併協議会で，「植木町役場を区役所 とする」という誤った協議事項を決定したことが，住民に不安と不満をもたらして います。合併強行の産物として民主的な「区割り」協議を查めている「植木町役場を区役所とする」という合併協議事項にとらわれず，従来の合併で行なってき たように，植木町•城南町の役場は総合支所とし，旧熊本市内ならびに植木町•城南町双方の住民に公平な区割り憲議をすすめるべきです。
（6）「区割り」「区役所の位置」の決定にあたっては，公共交通機関の利便を考慮すること

熊本市は，公共交通から放射線状に伸びているために，詸接している地域でも， バス路線がなく容易に行くことができない地域がたくさんあります。今回，行政区画等審議会より提案された 5 区•6区案は，交通の利便性を無視して，地域を分 けているために，場所によっては，区役所に行くために市役所まで出てきて乗り換えるというような不合理な事龍が予想されます。「車で行けばいいではないかり「そんなに，区役所に行く用はない」と言う声もありますが，特に市役所に代わ る行政機関として「区役所」を利用するのは，高齢者や障害者•母子家庭，生活困窮者等をはじめ，福祉その他の相談等がある場合が多いと考えられます。弱い立場にあり，車をもたない割合の高い方々が不便となる区役所であってはなりま せん。区割りと区役所の位置は，公共交通機関の利便に配慮し，決定すべきです。市政に有権者の意思が充分反映されるような行政区設置を図ること政令市に行政区か蔎置されると，県議•市議ともに区単位の買挙が実施されます。 その場合，区を小さく分ければ分けるほど，議員は区域内の有権者を意識し，地域密着型となり，地域の問題は熱心に取り組む゙方，市全体にかかわる市政の重要問題が後景に追いやられる傾向が強くなり，市政の重要問題に住民の意思が映され にくくなります。よって，一人ひとりの議員が，地域の問題は大切にしつつも，市全体にかかわるる問題にもきちんと取り組んでいくような規模の区割りとすべきで す。

# 熊 本 市行政区画の編成に関する提案書 

## 公明党熊本市議団

熊 本 市 長
幸山 政史 殿

公明党熊本市議団
団 長 鈴木


## 行政区画の編成に関する提案について

熊本市では，熊本市行政区画等の編成に閃し，熊本市行政区画等審議会（以下，審議会 と称する）を設畳し，審域と答申を求めています。

これまで 5 回の審識会が開催され，その後，市民説明会や市民意見の募集等がなされて きましたか，審議会や市民説明会などで，区の数を少なくする案など他の䢱択肢はないの かといった声も多く聞かっれました。

さて熊本市の将来の姿を示す「第6次総合計画」では，めざすまちの姿として「湧々都市 （わくわくとし）くまもと」，～九州の真ん中！人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～を，打ち出し，さらに政令市の移行を前に，「能本市政令指定都市ビジョン」を検討しています。

この「第6次総合計画」の基本計画では，都市整備の方針として，中心市街地と，複数の地域生活圈（地域拠点と生活拠点）とが連偅した都市構造をめざすとしています。

また「熊本市政令指定都市ビジョン」では，各区がお互いに切群琢磨しながら，自らの地域の個性や特徴を生かしたまちごくりの推進に挑戦しようとしています。

行政区画の編成は，こうした計画やビジョンを実現するための条件の一つとなることは明ら かであり，熊本市の将来に禍根を残さないためにも，幅広い，選択肢の中から，他の政令市 にはない，くまもとらしい行政区画の編成が求められています。

> こうした要請に応え，審㙞会での審議の幅と，議論の深化を図るために，ここに，公明党熊本市議団として，能本市行政区画に関する具体的な提案を致します。

熊本市におかれては，行政区画の編成に関する今後の寒議会の寒識及び行政の検討 の中で，たたき台の一つとされるよう強く要請いたします。

《行政区画等の編成について，独自案を提案した理由》
《できるだけ区の数は少ない方がよいとする理由》
$1 \sim 3$
（1）区の数が少ないほど行政効率と專門性が向上し，行政サービスの提供が経済的になります。
（2）市民と直接つながっている市議会には，いろいろな考えを持った人が挑戦できような制度が必要です。
（3）区の数は少ない方が，まちつくりは進みます。
（4）平成の大合併で，熊本市より早く政令市になったところでは，区の数を多くしたため問題も多く，最近では 3 区， 4 区となっています。
【参考】浜松市の事例
《3区案の概要》 ..... $4 \sim 5$
《4区案の概要》 ..... $6 \sim 7$
《3 区案 $\cdot 4$ 区案と「行政区画編成の基準」との比較》 ..... $8 \sim 10$
別紙 資料集 ..... 11

1，他都市との比較表
2，人口規模比較表
3，面積規模比較表
4，人口密度比較表
5，まちつくり交流室管轄区域一覧
6，3区案（行政区画の編成）図
7，4 区案（行政区画の編成）図

## 《行政区画等の編成について，独自案を提案した理由》

（1）熊本市では行政区画等の編成について，外部委員による熊本市行政区画等嶉議会 （以下，審議会と称す）を設瞢し，区割り案等の検討と答申を求めました。
（2）これと並行して熊本市議会公明党は，政令市指定都市実現に関する特別委員会（以下，特別委員会と称す）て，「できるだけ区の数は少なく，3区が望ましい」と主張し，区割り のたたき台に3区案を含めた複数案を示すよう求めてきました。
（3）しかしながら住民説明会では，具体的なたたき台としては5区案，6区案が提示されただ けとなっています。
（4）こうして行われた住民説明会では，「5 区案，6区案以外に案はないのかっ」といった多く の声が寄せられました。
（5）特に， 3 区案や 4 区案が提示されない背景に，行政区画編成の基準の人口規模で「区 の人口は， 10 万から 15 万人程度が一つの目安と考えられる。」としたことによると考えら れますが，他の基準の表現と違い，「一つの目安と考えられる」としているように，あくま でも参考基準であるとの認識に立つ必要があります。（詳細は，後述の《3区案•4区案 と「行政区画編成の基準」との比較》で説明。）
（6）こうしたことから，今後も幅広い選択肢の中で議論を進める必要があるため，たたき台と して，具体的に3区案を提示することとしました。また既提示の 2 案では，ともに中央の区が設定されていることから，3区案をベースに中央の区を考慮した場合の 4 区案も提示することとしました。
（7）なお区役所の位置については，それぞれの区の候補地のみを示しました。今後，これま での合併の経緯やアクセス等，市民の意見を聞きながら，審議会や行政で十分な議論 をされるよう求めます。

## 《できるだけ区の数は少ない方がよいとする理由》

① 区の数が少ないほど行政効率と専門性が向上し，行政サービスの提供が経済的にな ります。
－現熊本市（合併前の熊本市）では，多くの市民センター・総合支所が整備され，多く の市民サービスが提供されてきましたが，新たな区役所設置によって，現在提供さ れている市民サービスの低下が予測される地域（各総合支所や，区役所と隣接する市民センター等）がでることが予想されます。

○ また市役所機能が分散される区役所は，区での決裁権が発生する一方て，区の数 が多くなるほと行政効率の低下と，分散による職員の専門性の低下が憋念されま す。

○ 区役所が設置されると，その建設費及び維持管理費が増大するのは勿論のこと，今後の地方主権による事業拡大で経費が増大することが予想されることから，区の数 が少ないほど経済的です。

## （2）市民と直接つながっている市議会には，いろいろな考えを持った人が挑戦できるような制度が必要です。

－市政は，県政や国政と違い，市民と直接つながる政治を行うところです。このため，市議会には老若男女を間わず，さらには地域の代表だけでなく，全市を拠点として市民生活を支えている NPO（ボランティア）など，あらゆる階層から挑戦できるように しなければ，いろいろな意見が市政に届かず，かたよった市政になってしまいます。

○これを，市議会での多様性の確保といい，雒でも挑戦できるようにしてこそ，私達市民の権利である，議会制民主主義を守ることになります。

○また，一つの区での議員定数が少なくなればなるほど，投票された票が活かされな い結果になります。（これを「死に票」が多くなるといいます。）
（3）区の数は少ない方が，まちづくりは進みます。
○地域のまち－゙くりは，町内会•校区自治会•交流室管轄区域へのさらなる全市的な支援と強化が必要です。

○その上で，これからのまちづくりには，地域を核としたまちつくりと，共通認識を持っ て活動を行うNPO などによるまちつろくりが必要です。
－区の数を少なくすることによって，地域代表だけてはない市議会が構成され，多様 なまちづくりの議論が進められることが期待できます。
（4）平成の大合併で，能本市より早く政令市になったところでは，区の数を多くしたため問題も多く，最近では，3区と4区になっています。

- 2003年の「さいたま市」（大きな浦和市と大宫市を中心に4市が合阱）では，10区に分割。
- 2005年の「龍岡市」（静岡市と清水市が中心に2町が合併）では，3区に分割。
- 2006年の「買市」（旧堺市に1町が合併）では，区政～の華備を数十年前から準備を行ってより，繶合事務所を設四消み。これに新たに合侀た町を一つの区にして，旧市を6区に分割。
- 2007年の「沃松市」（沃松市を中心に3市9町が合併）では，合併の経䋘を考慮して7区に分割。
- 2007年の「新湯市」（新渴市を中心に3市11町が合併）では，合併の経緯を考虑して7区に分割。
- 2009年の「岡山市」（岡山市を中心に1市4町が合併）では，4区に分割。市城面積は熊本市の約2倍。
－2010年予定の「相模原市」（相模原市を中心に1市 4 町が合併）では， 3 区に分割。市域面積は熊本市とほほほ同じ。


## 【参考】浜松市の事例

2007 年に旧浜松市を中心に 3 市 9 町が合併し，7区に分割し政命市に。（人口 786,306 人，市域面積 $1,511.17 \mathrm{k} \mathrm{m}$ ，熊本市の約 4 倍）

2009年7月，浜松市行財政改革推進審議会（会長：鈴木 修）は，鈴木康友浜松市長 に対し，究極の行財政改革として，「行政区の廃止または削減」を求めました。内容の骨子は次の通りてす。

## （1）行政区の廃止

浜松市に行政区を設ける必然性はないと考える
市民に行政区を直かない場合の執行体制を示し，設置もしくは廃止の判断を求めること行政区必㵽制度の廃止を求め，国に地方自治法の改正を要望すること

## （2）行政区の削減

行政区は都市の将来像を描くまとまりとして，3区程度に削減少ること
行政区の削減にあわり，簡素な市の組識に再構築すること
（抜枠）
私たちの試算では7区を3区に統合すれば，現在の市民サービスを確保しつつも30 O人に相当する窓口業務や間接業務が集約できます。人件費に換算すれば1年で24供円，10年で240億円です。維持管理費の減少等への波及を含めれば，さらなる効果が見迄まれます。

また区の数を蔵らすことにより，分散していた保健，環境などの職員が集約されて專門性が高まります。その他，窓口業務が主体の市民サービスセンターに相談業務を充実させ配瞄を適正化するなどにより，これまでよりも市民サービスの向上を図ることができ ます。

## 《3区案の概要》 区割りの線引きは別紙の通り

## 【区割りの基本的な考え方】

（1）区の数が少ないほど行政効率と專門性が向上し，行政サービスの提供が経済的になり ます。
（2）区数を少なくすることて，市民に身近な市諢会に，地域の代表は勿論のこと，まちづくり の核の一つ，全市で共通認識を持って活動する団体など，あらゆる人が挑戦できるこ と。
（3）市民の安心•安全にかかわる警察，土木，消防といった公共機関か3所轄に分かれてお り，これらにあわせた方が効率的であること。
（4）以上を踏まえ，基本的に国政の選挙区（1区と2区）と，生活圈があまり密接でない白川 の明午橋から上流区域を境界線としました。

## －人口規模

行政サービスの提供や行政効率，財政負担などを考慮した行政区画の各種調査研究での「最適人口」は 10 万～30万人と幅広く，最も効率的な規模が確定していないこと や，先行の7都市での区の人口規模が 39,249 人から 295,325 人と幅が広いことから， これらを目安として区割りをした結果，人口の集積する東部は 286,830 人に，その他の区は 219,148 人と 222,000 人となりました。

## －面積規模

（1）東部地域に人口が集中していることから，この地域については比較的小さく，他の地域についてはほぼ均等としました。

## －地形•地物

（1）白川の明午橋からら上流区域は，生活圈がさほど密接でないことや，警察•消防等で管轄の分岐線としているところが多いことから，区の境界線としました。

## －地域コミュニティ・通学区域

（1）地域の核となる小学校区は分断しないこととしました。
（2）まちづくり交流室管輑区域については，極力分断しないように配慮しましたが，選挙区の区分を優先したことから，五福，幸田，大江交流室て再編成が必要に なります。
（3）国政の選举区では，花園交流室（花園，池田，城西校区）が分断されています が，このうち井芹中学校区に花園校区と池田•西里校区の一部が通っているこ とから，花園小学校区を池田•西里小学校区と同じ区としました。

## －公共機関の所管区域•選挙区

（1）私達の生活の安全を見守る警察は北署，南署，東署の3署体制です。
（2）道路など生活基盤の管理をしている熊本市土木は，東部，北部，西部の3所で行っています。
（3）市消防は，中央，健軍，西消防署の3署体制です。これに加え 14 出張所等が あり，細かな体制が取られています。特に救急車や消防車の高規格車両は3署 で集中して管理されており，この体制に合わせた方が合理的です。
（4）以上のように公共機関の所管のらち，住民の安心•安全にかかわる警察や土木，消防といった行政機関は，現薢本市（合併前の熊本市）では3地域に分かって おり，警察•消防•土木については極力整合性を図りました。
（5）選举区（国会議員）については，上記花園小学校区を除き，整合性を図りまし た。

## 【区割りの基本的な考え方】

（1）3区案をペースに，中央に区を設置した場合を考えました。
（2）中央の区を設置する場合，「熊本市第6次総合計画」（熊本市がめざす市の姿）の考え方をもとに検討しました。
（3）中央の区については，市域や都市圏全体の拠点として，商業，業務，文化など，様々な機能が集積する中心市街地に特化した区とし，人口を10万人程度としました。
（4）周辺の区については，行政•商業など生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成される「地域生活膡」を複数配置することとしました。
（5）これにより，中央の区の設置による弊害（中央の区のみに全機能が集積し周辺が疲弊す る糗害）を避けました。

## 【参考】能本市第6次総合計画（基本計画24ページ）

1．都市かくりの基本的視点
（1）広域的な視点（省略）
（2）地域の視点（省略）

## 2．都市空間の構成方針

市域及び都市圈全体の拠点である商業•業務•文化など様々な機能が集積する中心市街地と行政•商業な と生活サービス機能が元実した地城拠点や生活挺点て構成する禋数の地域生活園の形成を図ります。
そして，地城扰点と中心市街地は，利便性の高い鉄朝道やバスなどの公共交通て結ばれ，地城抛点相互も公共交通や幹絩道路で結ばれ，地堿生活圈が相互に連携した多核連携型の都市空間の構成を目指 します』


## －人口規模

行政サービスの提供や行政効率，財政負担などを考慮した行政区画の各種調査研究での「最適人口」は 10 万～30万人と幅広く，最も効率的な規模が確定していないこと や，先行の7都市での区の人口規模が 39,249 人から 295,325 人と幅が広いことから， これらを目安として，中央の区は中心市街地を中心に10万人程度とし，周辺には複数 の「地域生活圕」を取り込んで区割りをした結果，103，732 人から 218，616 人となりまし た。

## －面積規模

（1）中央の区は中心市街地を中心とし，東部地域に人口が集中していることから， この地域については比較的小さく，他の地域についてはほぼ均等としました。

## －地形•地物

（1）白川の明午橋かっら上流区域は，生活圈がさほど密接でないことや，警察•消防等で管轄の分岐線としているところが多いことから，区の境界線としました。
（2）中央の区の西側の境界を，国道3号線としました。
－地域コミュニティ・通学区域
（1）地域の核となる小学校区は分断しないこととしました。
（2）まちづくり交流室管轄区域については，極力分断しないように配慮しましたが，選挙区の区分を優先したことから，五福，幸田，大江交流室で再編成が必要に なります。
（3）国政の選挙区では，花園交流室（花園，池田，城西校区）が分断されています が，このらち井芹中学校区に花園校区と池田•西里校区の一部が通っているこ とから，花園校区を池田•西里校区と同じ区としました。
（4）中央の区の東側の境界は，東部交流室の管轄を分断しないようにしました。
（5） 5 区－6区案で中央の区とした碩台小学校区は，飛び地の清水小学校区と竜南中学校区であることから，同じ区としました。
（6）5区－6区案で中央の区とした疅川小学校区は，池田•高平台小学校区ととも に京陵中学校であることから，同じ区としました。

## －公共機関の所管区域•選挙区

（1）3区案同様，公共機関の所管のらち，住民の安心•安全にかかかわる警察や土木，消防といった行政機関は，現熊本市（合併前の熊本市）では3地域に分かれて おり，警察•消防•土木については極力整合性を図りました。
（2）選挙区（国会議員）も，中央の区と花園小学校区を除き，整合性を図りました。

## 行政区画編成の基準（要約版）

1，人口規模

$$
\text { 区の人口は, } 10 \text { 万から } 15 \text { 万人程度が一つの目安と考えられる。 }
$$

2，面積規模及び地形•地物
面皘規模は，区役所までの時間距離への配慮方望ましいが，地形や人口密集度等のさ まざまな状況があることから，他の基準との関係で必要がある場合に考愿する。

また，区の境界については，山林，河川，鉄道，主要道路などの明䀥な地形•地物なども考慮する必要がある。ただし，必ずしも分断要素とはならない地域があることも配慮する。

3，地城コミュニティ及び通学区城
自治会•区長会の組織については，分断しないように配慮する。また，覑本市 17 ケ所の地区公民的にまちづくり交流室を設置しており，その所管区城の大幅な再䋹成を必要としな い区の雼成とする。

小学校の通学区域については，分断しないものとする。中学校の通学区域についてもな る～く配慮する。また，市民の日常生活園域にも配慮する必要がある。

4，公共機関の所管区城及び選举区（国）
区の区城は，国•県等の公共機関（法務局，税務署，警察，郵便局等）の所管区域とでき る限り整合性を碓保することが望ましいが，全てと整合性を図ることは困難であり考慮する にとどめる。

また，国会碰員の選挙区については，一定の考慮が必要である。

## （1）人口規模基準との比較

－「区の人口は，10万から15万人程度が一つの目安と考えられる」としていますが，審議会委員の一人（学識経験者）が，人口規模について「根拠なき前提」といった主旨の発言をされたように，確定した人口規模基準は存在しません。
－平成の大合併が検討された折，多くの学識者から最適な人口規模について研究論文が発表されています。それら多くの論文では，10万～30万人程度の規模の範园内で効率的と結論付けており，能本市が主張する10万～15万人とするよう な大勢にはなっていません。
－「これら研究論文の多くは，人口を横軸，歳出を縦軸にとり，両者の間にU字曲線と なる関係性を見出し，U 宇の底となる人口規模を『最適規模』と結論付けてる。（中略）しかし，『全国—律に適用できる基磷自治体の適正規模などない。』とする意見

もある。」
（出典：刘率的な自治体連営を目指して～基硞自治体の適正規模と合併シミニレーション～颠野英明，嶋立陽一，永見真二著）

表2－1 主な先行研究輷倒

| 出典 | 「聂通」人口规模 | テータ |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} \text { 古谷 } \\ \text { (1989) } \end{gathered}$ | 目的枵盛出に闌する推定 <br>  |  10万人据100万人未謤の 176柬（1985年度洨期） |
| $\left\|\begin{array}{c} \text { 声村 } \\ \text { (1999a) } \end{array}\right\|$ | 的方園436市：18．1万人 <br>  | 1994年唐東序都特別区を含む全国686市 |
| $\left\|\begin{array}{c} \text { 吉村 } \\ \text { (1999b) } \end{array}\right\|$ | 針•特解：20．9万人，＊27．1万人錒技：157．3万人， 245.1 万人 <br>  | 1996年唐東京都 <br>  |
| $\begin{array}{c\|} \hline \text { 林 } \\ \text { (1999) } \end{array}$ | 11．8万人 | 全国3，232市町村 |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 中井 } \\ \text { (1988) } \\ \hline \end{array}$ | 12．8万人 | $\begin{aligned} & \text { 1884年虞 } \\ & \text { 全市町村 (決算) } \end{aligned}$ |
| $\begin{array}{c\|} \hline \text { 中井 } \\ \text { (1988) } \end{array}$ | 25．3万人 |  |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 中并 } \\ (1988) \end{array}$ | 29．6万人 |  |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \begin{array}{c} \text { 原田 } \\ \text { (1999) } \\ \text { (1909 } \end{array} \\ \hline \end{array}$ | 字袋をとり，影適人口規棋は存在しない。 | 小町村，大町村，小部市，大部市，政令揾定鄉市到に推定。 |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { (2001) } \end{array}$ | 17．0万人 | 全3，255市町村 |
| $\begin{gathered} \text { 栱道 } \\ \text { (1996) } \\ \text { (1906 } \end{gathered}$ |  |  |

（出典：同上）
（篫科）林（2002，p．7）
－以上のことから，3区－4区案とも人口10万から30万人の範囲内にあり，「一つの目安と考えられる」とした，基準の範囲内と考えられます。
－なお熊本市が作成した住民説明会用パンフレットで，人口規模について，「10 万～ 15 万人程度が最も効率的な行政運営ができると言われており」との表現は，全国 の政令市の人口規模の平均が 15 万人程度であることと，全国市長会で 10 万人以上の都市をめさすとした発表などが根拠で，上記学説の通り，「最も効率的な行政運営ができる」根拠とは言えず，記述を訂正すべきであると指摘しておきます。

## （2）面積規模及び地形•地物

- 基準内となりました。
- 面積規模の他都市との比較でも，広域と言われる区にはなっていません。これは，別表の面積規模，人口密度規模から見た熊本市でも明らかなように，閦東•関西都

市圈の都市に次ぐ比較的人口集積したコンパクトシティとなっていることによります。
（3）地域コミュニティ及び通学区域

- 基準内となりました。
- 中学校の通学区域については，5区•6区案より配慮したものとしました。
（4）公共機関の所管区域及び選挙区（国）
－基準では，公共機関の所管区域について「できる限り整合性を確保することが望ま しい」としながらも考慮にとどめていますが，これら公共機関のうち，警察については かなり整合性を図っており，土木，消防とも一定の整合性を图りました。
－国会議員の選挙区も基潐内となりました。


## 1．他都市との比較表

2．人口規模比較表

3．面積規模比較表
4．人口密度比較表

5．まちづくり交流室管轄区域一覧

6． 3 区案（行政区画の編成）図

7． 4 区案（行政区画の編成）図

| $\begin{aligned} & \text { さ } \\ & \text { 心 } \end{aligned}$いたま市 | 区名 | 人口 | 面皘（km） | 人口密度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 西区 | 82，342 | 29.14 | 2.826 |
|  | 北区 | 132，109 | 16.91 | 7.812 |
|  | 大宮区 | 106．477 | 12.75 | 8，351 |
|  | 見沼区 | 152，611 | 30.63 | 4.982 |
|  | 中央区 | 90，381 | 8.39 | 10，772 |
|  | 核区 | 92，889 | 18.60 | 4.994 |
|  | 浦和区 | 139，837 | 11.51 | 12，149 |
|  | 南区 | 166，674 | 13.89 | 12,000 |
|  | 緑区 | 104，018 | 26.51 | 3，924 |
|  | 岩森区 | 108，976 | 49.16 | 2，217 |
|  | 合計 | 1，176，314 | 217.49 | 5，409 |
|  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 静 } \\ & \text { 岡 } \\ & \text { 市 } \end{aligned}$ | 区名 | 人口 | 面皘（km） | 人口䆓度 |
|  | 茹区 | 262，764 | 1，073．32 | 245 |
|  | 駿河区 | 208，055 | 72.89 | 2，854 |
|  | 清水区 | 252，505 | 265.56 | 951 |
|  | 合計 | 723，324 | 1，411．77 | 512 |


| 堺 | 区名 | 人口 | 面積 $(\mathrm{km})$ | 人口密度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 堺区 | 147,208 | 23.69 | 6,214 |
|  | 北区 | 155,280 | 15,58 | 9,967 |
|  | 西区 | 133,615 | 28.62 | 4,669 |
|  | 南区 | 155,012 | 40.44 | 3,833 |
|  | 中区 | 122,092 | 17.94 | 6,806 |
|  | 東区 | 85,300 | 10.48 | 8,139 |
|  | 美原区 | 39,249 | 13.24 | 2,964 |
|  | 合計 | 837,756 | 149.99 | 5,585 |


| $\begin{aligned} & \text { 浜 } \\ & \text { 松 } \\ & \text { 市 } \end{aligned}$ | 区名 | 人口 | 面積（km） | 人口密度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 中区 | 241，355 | 43.93 | 5，494 |
|  | 南区 | 101，229 | 47.55 | 2，129 |
|  | 東区 | 120，020 | 45.99 | 2，610 |
|  | 浜北区 | 84，905 | 66.64 | 1.274 |
|  | 西区 | 103，724 | 85.62 | 1，211 |
|  | 北区 | 93，945 | 277.58 | 338 |
|  | 天章区 | 41，128 | 943.86 | 44 |
|  | 合計 | 786，306 | 1，511．17 | 520 |


| $\begin{aligned} & \text { 新 } \\ & \text { 渴 } \\ & \text { 市 } \end{aligned}$ | 区名 | 人口 | 面皘（km） | 人口密度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 北区 | 78，173 | 107.92 | 724 |
|  | 東区 | 139，565 | 38.77 | 3，600 |
|  | 中央区 | 179，784 | 37.42 | 4.804 |
|  | 江南区 | 67，353 | 75.46 | 893 |
|  | 秋葉区 | 77，050 | 95.38 | 808 |
|  | 南区 | 48，054 | 100.83 | 477 |
|  | 西区 | 160，910 | 93.81 | 1，715 |
|  | 西掝区 | 62，958 | 176.51 | 357 |
|  | 合計 | 813，847 | 726.10 | 1.121 |


| 罔 | 区名 | 人口 | 面積 $(\mathrm{km})$ | 人口密度 |
| :---: | :---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 北区 | 295,325 | 451.03 | 655 |
|  | 中区 | 138,949 | 51.24 | 2,712 |
|  | 東区 | 96,718 | 160.28 | 603 |
|  | 南区 | 165,180 | 127.36 | 1,297 |
|  | 合計 | 696,172 | 789.91 | 881 |


|  | 区名 | 人口 | 面皘（km） | 人口䳪度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 緑区 | 174，263 | 253.81 | 687 |
|  | 中央区 | 262，185 | 36.84 | 7.117 |
|  | 南区 | 269，847 | 38.19 | 7，066 |
|  | 合計 | 706，295 | 328.84 | 2，148 |

## 驡本市3区案

| 輷成 | 人口 | 世帯数 | 面皘 | 人口密度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| A | 222，000人 | 90，130世芇 | 133.01 km | 1．669人／km |
| B | 286，830人 | 118，526世帯 | 62.85 km | 4，563人／km |
| C | 219，148人 | 79，949世 | 193.50 km | 1．133人／km |
| 合矿 | 727．978人 | 288，605世帯 | 389.36 km | 1．870人／km |

## 能本市4区案

|  | 人口 | 世帯数 | 面積 | 人口窻度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| A | 204，520人 | 81，427世芇 | 129.71 km | 1，577人／km |
| B | 218，616人 | 85，726世帯 | 54.86 km | 3，985人／km |
| C | 103，732人 | 50．201世帯 | 13.60 km | 7．627人／km |
| D | 201，110人 | 71，251t | 191.18 km | 1．052人／km |
| 合計 | 727，978人 | 288，605世荋 | 389.36 km | 1．870 人／km |


| 区分 | 区名 | 人口 | 3区系 | 4区窭 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 最小 | 堺•美原区 | 39,249 | 219，148 | 103，732 |
| 最大 | 岡山•北区 | 295，325 | 286，830 | 218，616 |


| 区分 | 区名 | 面積（ km ） | 3区䅁 | 4区穼 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 最小 | さいたまり中央区 | 8.39 | 62.85 | 13.60 |
| 最大 | 静囧－茹区 | 1，073．32 | 193．50 | 191.19 |



人口規模から見た態本市

| 政令市名 | 人口 |
| :---: | :---: |
| 勏山市 | 696.172 |
| 相模原市 | 706.295 |
| 争岡市 | 723，324 |
| 本市 | 727．978 |
| 浜松市 | 786，306 |
| 新渗市 | 813，847 |
| 瓄市 | 837.756 |
| さいたま市 | 1，176，314 |


| 面積規模から見た熊本市 |  |
| :---: | :---: |
| 政会市名 | 面積（km） |
| 琾市 | 149.99 |
| さいたま市 | 217.49 |
| 相䍒原市 | 328.84 |
| 能本市 | 389.36 |
| 新蚼市 | 726.10 |
| 岡山市 | 789.91 |
| 静岡市 | 1.411 .77 |
| 浜松市 | 1，511．17 |


| 人口密度か | 本市 |
| :---: | :---: |
| 政会市名 | 人口密度 |
| 静岡市 | 512 |
| 浜松市 | 520 |
| 畦山市 | 881 |
| 新渴市 | 1.121 |
| 辱本市 | 1.870 |
| 相㙞原市 | 2，148 |
| さいたま市 | 5，409 |
| 琾市 | 5，585 |

中央の区がある都市の比較（4区の場合）
人口規模から見た比較

| 政令市 | 区名 | 人口 | 面積 $\left(\mathrm{km}^{\circ}\right)$ | 人口密度 |
| :---: | :---: | ---: | ---: | ---: |
| さいたま市 | 中央区 | 90,381 | 8.39 | 10,772 |
| 雔本市 | 中央の区 | 103,732 | 13.60 | 7,627 |
| 堺市 | 中区 | 122,092 | 17.94 | 6,806 |
| 岡山市 | 中区 | 138,949 | 51.24 | 2,712 |
| 新渴市 | 中央区 | 179,784 | 37.42 | 4,804 |
| 浜松市 | 中区 | 241,355 | 43.93 | 5,494 |
| 相模原市 | 中央区 | 262,185 | 36.84 | 7,117 |

面積規模からみた比較

| 政令市 | 区名 | 人口 | 面積 $\left(\mathrm{km}^{2}\right)$ | 人口密度 |
| :---: | :---: | :---: | ---: | ---: |
| さいたま市 | 中央区 | 90,381 | 8.39 | 10,772 |
| 覑本市 | 中央の区 | 103,732 | 13.60 | 7,627 |
| 堺市 | 中区 | 122,092 | 17.94 | 6,806 |
| 相模原市 | 中央区 | 262,185 | 36.84 | 7,117 |
| 新渴市 | 中央区 | 179,784 | 37.42 | 4,804 |
| 浜松市 | 中区 | 241,355 | 43.93 | 5,494 |
| 岡山市 | 中区 | 138,949 | 51.24 | 2,712 |


| 政令市 | 区名 | 人口 | 面積（km） | 人口密度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 岡山市 | 中区 | 138，949 | 51.24 | 2，712 |
| 新渴市 | 中央区 | 179.784 | 37.42 | 4，804 |
| 浜松市 | 中区 | 241，355 | 43.93 | 5，494 |
| 堺市 | 中区 | 122，092 | 17.94 | 6，806 |
| 相模原市 | 中央区 | 262，185 | 36.84 | 7.117 |
| 熊本市 | 中央の区 | 103，732 | 13.60 | 7.627 |
| さいたま市 | 中央区 | 90，381 | 8.39 | 10.772 |

10 万人程度としたことで，相模原市の中央区を抜いて，さいたま市に次ぐ人口集積した中央の区となる。

## 人口規模

## 3区案

| 閴位 | 政令市名 | 区名 | 人口 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 堺市 | 美原区 | 39，249 |
| 2 | 泼松市 | 天竜区 | 41，128 |
| 3 | 新潟市 | 南区 | 48，054 |
| 4 | 新渴市 | 西蒲区 | 62，958 |
| 5 | 新渴市 | 江南区 | 67，353 |
| 6 | 新渴市 | 秋葉区 | 77.050 |
| 7 | 新渴市 | 北区 | 78，173 |
| 8 | さいたま市 | 西区 | 82，342 |
| 9 | 浜松市 | 浜北区 | 84，905 |
| 10 | 䍝 市 | 東区 | 85，300 |
| 11 | さいたま市 | 中央区 | 90，381 |
| 12 | さいたま市 | 桜区 | 92,889 |
| 13 | 浜松市 | 北区 | 93，945 |
| 14 | 岡山市 | 東区 | 96，718 |
| 15 | 浜松市 | 南区 | 101，229 |
| 16 | 浜昖市 | 西区 | 103，724 |
| 17 | さいたま市 | 緑区 | 104，018 |
| 18 | さいたま市 | 大宮区 | 106，477 |
| 19 | さいたま市 | 岩湘区 | 108，976 |
| 20 | 浜松市 | 東区 | 120，020 |
| 21 | 堺市 | 中区 | 122，092 |
| 22 | さいたま市 | 北区 | 132，109 |
| 23 | 熼市 | 西区 | 133，615 |
| 24 | 風山市 | 中区 | 138，949 |
| 25 | 新渴市 | 東区 | 139，565 |
| 26 | さいたま市 | 浦和区 | 139，837 |
| 27 | 堺市 | 堺区 | 147，208 |
| 28 | さいたま市 | 見沼区 | 152，611 |
| 29 | 堺市 | 南区 | 155，012 |
| 30 | 䀛市 | 北区 | 155，280 |
| 31 | 新渴市 | 西区 | 160，910 |
| 32 | 岡山市 | 南区 | 165，180 |
| 33 | さいたま市 | 南区 | 166，674 |
| 34 | 相模原市 | 緑区 | 174，263 |
| 35 | 新渴市 | 中央区 | 179，784 |
| 36 | 静岡市 | 駿河区 | 208，055 |
| 37 | 龍本市 | C | 219，148 |
| 38 | 能本市 | A | 222，000 |
| 39 | 浜松市 | 中区 | 241，355 |
| 40 | 静岡市 | 清水区 | 252，505 |
| 41 | 相模原市 | 中央区 | 262，185 |
| 42 | 静岡市 | 䒨区 | 262，764 |
| 43 | 相模原市 | 南区 | 269，847 |
| 44 | 脤本市 | B | 286，830 |
| 45 | 岡山市 | 北区 | 295，325 |

6.467 .992

| 5 万人未満 | 3 | $6.7 \%$ |
| :--- | ---: | ---: |
| $5 \sim 10$ 万人満 | 11 | $24.4 \%$ |
| $10 \sim 15$ 万人未満 | 13 | $28.9 \%$ |
| $15 \sim 20$ 万人未満 | 8 | $17.8 \%$ |
| $20 \sim 25$ 万人未満 | 4 | $8.9 \%$ |
| $25 \sim 30$ 万人未満 | 6 | $13.3 \%$ |
| 合計 | 45 |  |

4区案

| 順位 | 政令市名 | 区名 | 人口 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 堺市 | 美原区 | 39，249 |
| 2 | 浜松市 | 天竜区 | 41，128 |
| 3 | 新渴市 | 南区 | 48，054 |
| 4 | 新渴市 | 西蒲区 | 62，958 |
| 5 | 新渴市 | 江南区 | 67，353 |
| 6 | 新渴市 | 秋葉区 | 77，050 |
|  | 新渴市 | 北区 | 78，173 |
| 8 | さいたま市 | 西区 | 82，342 |
| 9 | 浜松市 | 浜北区 | 84，905 |
| 10 | 堺市 | 東区 | 85，300 |
| 11 | さいたま市 | 中央区 | 90，381 |
| 12 | さいたま市 | 桜区 | 92，889 |
| 13 | 浜松市 | 北区 | 93，945 |
| 14 | 岡山市 | 東区 | 96,718 |
| 15 | 浜昖市 | 南区 | 101，229 |
| 16 | 浜松市 | 西区 | 103，724 |
| 17 | 本市 | C | 103.732 |
| 18 | さいたま市 | 緑区 | 104，018 |
| 19 | さいたま市 | 大宮区 | 106，477 |
| 20 | さいたま市 | 岩摫区 | 108，976 |
| 21 | 浜松市 | 東区 | 120，020 |
| 22 | 壞市 | 中区 | 122，092 |
| 23 | さいたま市 | 北区 | 132，109 |
| 24 | 埧市 | 西区 | 133，615 |
| 25 | 岡山市 | 中区 | 138，949 |
| 26 | 新渴市 | 東区 | 139，565 |
| 27 | さいたま市 | 浦和区 | 139，837 |
| 28 | 場市 | 堺区 | 147，208 |
| 29 | こいたま市 | 見沼区 | 152，611 |
| 30 | 䍖市 | 南区 | 155，012 |
| 31 | 堺市 | 北区 | 155，280 |
| 32 | 新渴市 | 西区 | 160，910 |
| 33 | 岡山市 | 南区 | 165，180 |
| 34 | さいたま市 | 南区 | 166，674 |
| 35 | 相模原市 | 緑区 | 174，263 |
| 36 | 新潟市 | 中央区 | 179，784 |
| 37 | 本市 | D | 201，110 |
| 38 | 本本市 | A | 204，520 |
| 39 | 静岡市 | 駿河区 | 208，055 |
| 40 | 本市 | B | 218,616 |
| 41 | 浜松市 | 中区 | 241，355 |
| 42 | 静岡市 | 清水区 | 252，505 |
| 43 | 相模原市 | 中央区 | 262，185 |
| 44 | 静岡市 | 䔾区 | 262，764 |
| 45 | 相模原市 | 南区 | 269，847 |
| 46 | 岡山市 | 北区 | 295，325 |


| 5 万人未満 | 3 | $6.5 \%$ |
| :--- | ---: | ---: |
| $5 \sim 10$ 万人未満 | 11 | $23.9 \%$ |
| $10 \sim 15$ 万人未満 | 14 | $30.4 \%$ |
| $15 \sim 20$ 万人未満 | 8 | $17.4 \%$ |
| $20 \sim 25$ 万人未満 | 6 | $13.0 \%$ |
| $25 \sim 30$ 万人未満 | 4 | $8.7 \%$ |
| 合計 | 46 |  |

平均人口
140，609 人

## 面積規模

3区案

| 順位 | 政令市名 | 区名 | 面積（km＇） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | さいたま市 | 中央区 | 8.39 |
| 2 | 堺市 | 東区 | 10.48 |
|  | さいたま市 | 浦和区 | 11.51 |
|  | さいたま市 | 大宮区 | 12.75 |
|  | 琾市 | 美原区 | 13.24 |
|  | さいたま市 | 南区 | 13.89 |
|  | 堺市 | 北区 | 15.58 |
| 8 | さいたま市 | 北区 | 16.91 |
| 9 | 堺市 | 中区 | 17.94 |
| 10 | さいたま市 | 桜区 | 18.60 |
| 11 | 堺市 | 堺区 | 23.69 |
| 12 | さいたま市 | 緑区 | 26.51 |
| 13 | 堺市 | 西区 | 28.62 |
| 14 | さいたま市 | 西区 | 29.14 |
| 15 | さいたま市 | 見沼区 | 30.63 |
| 16 | 相模原市 | 中央区 | 36.84 |
| 7 | 新渴市 | 中央区 | 37.42 |
| 18 | 相模原市 | 南区 | 38.19 |
| 19 | 新渴市 | 東区 | 38.77 |
| 20 | 堺市 | 南区 | 40.44 |
| 21 | 浜松市 | 中区 | 43.93 |
| 22 | 浜松市 | 東区 | 45.99 |
| 23 | 浜松市 | 南区 | 47.55 |
| 24 | さいたま市 | 岩湘区 | 49.16 |
| 25 | 岡山市 | 中区 | 51.24 |
| 26 | 能本市 | B | 62.85 |
| 27 | 浜松市 | 浜北区 | 66.64 |
| 28 | 静岡市 | 駿河区 | 72.89 |
| 29 | 新渴市 | 江南区 | 75.46 |
| 30 | 浜松市 | 西区 | 85.62 |
| 31 | 新渴市 | 西区 | 93.81 |
| 32 | 新渴市 | 秋葉区 | 95.38 |
| 33 | 新渴市 | 南区 | 100.83 |
| 34 | 新洵市 | 北区 | 107.92 |
| 35 | 岡山市 | 南区 | 127.36 |
| 36 | 雌本市 | A | 133.01 |
| 37 | 岡山市 | 東区 | 160.28 |
| 38 | 新湯市 | 西蘭区 | 176.51 |
| 39 | 篗本市 | C | 193.50 |
| 40 | 相模原市 | 緑区 | 253.81 |
| 41 | 静岡市 | 清水区 | 265.56 |
| 42 | 浜松市 | 北区 | 277.58 |
| 43 | 眮山市 | 北区 | 451.03 |
| 44 | 泜松市 | 天竜区 | 943.86 |
| 45 | 静岡市 | 莫区 | 1，073．32 |


| 10km未満 | 1 | 2．2\％ |
| :---: | :---: | :---: |
| 10～25km末満 | 10 | 22．2\％ |
| 25～50km末満 | 13 | 28．9\％ |
| $50 \sim 100 \mathrm{~km}$ 末満 | 8 | 17．8\％ |
| 100～200km末 ${ }^{\text {末满 }}$ | 7 | 15．6\％ |
| 200～ 500 km 末满 | 4 | 8．9\％ |
| 500km以上 | 2 | 4．4\％ |
| 合計 | 45 |  |

4区系

| 順位 | 政令市名 | 区名 | 面漬（km） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | さいたま市 | 中央区 | 8.39 |
| 2 | 琾市 | 東区 | 10.48 |
| 3 | さいたま市 | 浦和区 | 11.51 |
| 4 | さいたま市 | 大宮区 | 12.75 |
| 5 | 堺 市 | 美原区 | 13.24 |
| 6 | 脤本市 | C | 13.60 |
| 7 | さいたま市 | 南区 | 13.89 |


| 8 | 堺市 | 北区 | 15.58 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 9 | さいたま市 | 北区 | 16.91 |
| 10 | 䅔市 | 中区 | 17.94 |


| 12 | 堺市 | 堺区 | 23.69 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 13 | さいたま市 | 緑区 | 26.51 |
| 14 | 買市 | 西区 | 28.62 |
| 15 | さいたま巿 | 西区 | 29.14 |
| 16 | さいたま市 | 見沼区 | 30.63 |


| 17 | 相模原市 | 中央区 | 36.8 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 18 | 新渴市 | 中央区 | 37.42 |
| 19 | 相模原市 | 南区 | 38. |


| 21 | 堺 市 | 南区 | 40.44 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| 22 | 浜松市 | 中区 | 43.93 |
| 23 | 浜松市 | 東区 | 45.99 |
| 2 |  |  |  |


| 24 | 浜松市 | 南区 | 47.55 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 25 | さいたま市 | 岩槻区 | 49.16 |
| 26 | 岡山市 | 中区 | 51.24 |


| 28 | 浜松市 | 浜北区 | 66.64 |
| :---: | :---: | :---: | ---: |
| 29 | 静岡市 | 䮜河区 | 72.89 |
| 30 | 新渴市 | 江南区 | 75.46 |


| 31 | 浜松市 | 西区 | 85.62 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 32 | 新湯市 | 西区 | 93.81 |
| 33 | 新渴市 | 秋昱区 | 95.38 |
| 34 | 新潟市 | 南区 | 100.83 |
| 35 | 新渴市 | 北区 | 107.92 |
| 36 | 岡山市 | 南区 | 127.36 |
| 37 | 熊本市 | A | 129.71 |
| 38 | 岡山市 | 東区 | 160.28 |
| 39 | 新渴市 | 西蒲区 | 176.51 |
| 40 | 能本市 | D | 191.19 |
| 41 | 相模原市 | 緑区 | 253.81 |
| 42 | 静岡市 | 清水区 | 265.56 |
| 43 | 浜松市 | 北区 | 277.58 |
| 44 | 岡山市 | 北区 | 451.03 |
| 45 | 浜松市 | 天竜区 | 943.86 |
| 46 | 静岡市 | 宾区 | 1，073．32 |


| 10km末満 | 1 | 2．2\％ |
| :---: | :---: | :---: |
| $10 \sim 25 \mathrm{~km}$ 未満 | 11 | 23．9\％ |
| 25～50km米満 | 13 | 28．3\％ |
| 50～100km末湮 | 8 | 17．4\％ |
| 100～200km末茼 | 7 | 15．2\％ |
| 200～ 500 km 末灌 | 4 | 8．7\％ |
| 500 km 以上 | 2 | 4．3\％ |
| 合計 | 46 |  |

## 人口密度

## 3区案

| 順位 | 政令市名 | 区名 | 人口 | 面皘（km＇） | 人口空閺 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 浜松市 | 天竜区 | 41，128 | 943.86 | 44 |
| 2 | 静岡市 | 葵区 | 262.764 | 1．073．32 | 245 |
| 3 | 浜松市 | 北区 | 93，945 | 277.58 | 338 |
| 4 | 新渴市 | 西蒲区 | 62，958 | 176.51 | 357 |
| 5 | 新渴市 | 南区 | 48，054 | 100.83 | 477 |
| 6 | 岡山市 | 東区 | 96，718 | 160.28 | 603 |
| 7 | 惘山市 | 北区 | 295，325 | 451.03 | 655 |
| 8 | 相模原市 | 緑区 | 174，263 | 253.81 | 687 |
| 9 | 新渴市 | 北区 | 78.173 | 107.92 | 724 |
| 10 | 新湯市 | 秋並区 | 77，050 | 95.38 | 808 |
| 11 | 新渴市 | 江南区 | 67，353 | 75.46 | 893 |
| 12 | 㓓岡市 | 清水区 | 252，505 | 265.56 | 951 |
| 13 | 龍本市 | C | 219，148 | 193.50 | 1，133 |
| 14 | 浜松市 | 西区 | 103，724 | 85.62 | 1，211 |
| 15 | 质昖市 | 浜北区 | 84，905 | 66.64 | 1.274 |
| 16 | 棢山市 | 南区 | 165，180 | 127.36 | 1，297 |
| 17 | 砣本市 | A | 222，000 | 133.01 | 69 |
| 18 | 新渴市 | 西区 | 160，910 | 93.81 | 1，715 |
| 19 | 洪松市 | 南区 | 101，229 | 47.55 | 2.129 |
| 20 | さいたます | 岩惻区 | 108，976 | 49.16 | 2，217 |
| 21 | 浜昖市 | 東区 | 120，020 | 45.99 | 2，610 |
| 22 | 岡山市 | 中区 | 138，949 | 51.24 | 2.712 |
| 23 | さいたま市 | 西区 | 82，342 | 29.14 | 2,826 |
| 24 | 静岡市 | 䮚河区 | 208，055 | 72.89 | 2，854 |
| 25 | 場市 | 美原区 | 39，249 | 13.24 | 2，964 |
| 26 | 新晹市 | 東区 | 139，565 | 38.77 | 3，600 |
| 27 | 姐市 | 南区 | 155，012 | 40.44 | 3，833 |
| 28 | さいたます | 緑区 | 104，018 | 26.51 | 3，924 |
| 29 | 龍本市 | B | 286，830 | 62.85 | 4，564 |
| 30 | 曙市 | 西区 | 133，615 | 28.62 | 4，669 |
| 31 | 新渴市 | 中央区 | 179，784 | 37.42 | 4，804 |
| 32 | さいたま市 | 見沼区 | 152，611 | 30.63 | 4，982 |
| 33 | さいたま市 | 㮃区 | 92.889 | 18.60 | 4，994 |
| 34 | 浜松市 | 中区 | 241，355 | 43.93 | 5，494 |
| 35 | 曙市 | 琾区 | 147，208 | 23.69 | 6，214 |
| 36 | 檪市 | 中区 | 122，092 | 17.94 | 6，806 |
| 37 | 相樓原市 | 南区 | 269，847 | 38.19 | 7，066 |
| 38 | 相模原市 | 中央区 | 262，185 | 36.84 | 7，117 |
| 39 | きいたま市 | 北区 | 132，109 | 16.91 | 7，812 |
| 40 | 潨市 | 東区 | 85，300 | 10.48 | 8，139 |
| 41 | さいたます | 大宮区 | 106，477 | 12.75 | 8，351 |
| 42 | 䀛市 | 北区 | 155，280 | 15.58 | 9，967 |
| 43 | さいたま市 | 中央区 | 90，381 | 8.39 | 10，772 |
| 44 | さいたま市 | 南区 | 166，674 | 13.89 | 12，000 |
| 45 | さいたま市 | 浦和区 | 139，837 | 11.51 | 12，149 |

170,648

| 500人未満 | 5 | 11．1\％ |
| :---: | :---: | :---: |
| 500～1000人未満 | 7 | 15．6\％ |
| 1000～2000人末満 | 6 | 13．3\％ |
| 2000～3000人未满 | 7 | 15．6\％ |
| 3000～4000人未满 | 3 | 6．7\％ |
| 4000～5000人未㵧 | 5 | 11．1\％ |
| 5000～10000未满 | 9 | 20．0\％ |
| 10000以上 | 3 | 6．7\％ |
| 合計 | 45 |  |

4区案

| 順位 | 政令市名 | 区名 | 人口 | 面積（ $\mathrm{km}^{\text {a }}$ ） | 人口密夌 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 浜松市 | 天章区 | 41，128 | 943.86 | 44 |
| 2 | 静岡市 | 莚区 | 262，764 | 1，073．32 | 245 |
| 3 | 源松市 | 北区 | 93，945 | 277.58 | 338 |
| 4 | 新渴市 | 西蒲区 | 62，958 | 176.51 | 357 |
| 5 | 新渴市 | 南区 | 48，054 | 100.83 | 477 |
| 6 | 䯚山市 | 東区 | 96，718 | 160.28 | 603 |
| 7 | 岡山市 | 北区 | 295，325 | 451.03 | 655 |
| 8 | 相樓原市 | 緑区 | 174，263 | 253.81 | 687 |
| 9 | 新渴市 | 北区 | 78，173 | 107.92 | 724 |
| 10 | 新渴市 | 秋葆区 | 77，050 | 95.38 | 808 |
| 11 | 新渴市 | 江南区 | 67，353 | 75.46 | 893 |
| 12 | 静岡市 | 清水区 | 252，505 | 265.56 | 951 |
| 13 | 旅本市 | D | 201，110 | 191.19 | 1，052 |
| 14 | 浜松市 | 西区 | 103，724 | 85.62 | 1，211 |
| 15 | 浜松市 | 浜北区 | 84，905 | 66.64 | 1，274 |
| 16 | 崘山市 | 南区 | 165，180 | 127.36 | 1，297 |
| 17 | 隼本市 | A | 204，520 | 129.71 | 1，577 |
| 18 | 新渴市 | 西区 | 160，910 | 93.81 | 1，715 |
| 19 | 浜松市 | 南区 | 101，229 | 47.55 | 2，129 |
| 20 | さいたま市 | 岩櫻区 | 108，976 | 49.16 | 2，217 |
| 21 | 浜松市 | 東区 | 120，020 | 45.99 | 2，610 |
| 22 | 岡山市 | 中区 | 138.949 | 51.24 | 2.712 |
| 23 | さいたま市 | 西区 | 82，342 | 29.14 | 2，826 |
| 24 | 静岡市 | 駇河区 | 208，055 | 72.89 | 2，854 |
| 25 | 壞市 | 美原区 | 39，249 | 13.24 | 2，964 |
| 26 | 新晹市 | 東区 | 139，565 | 38.77 | 3，600 |
| 27 | 堺市 | 南区 | 155，012 | 40.44 | 3，833 |
| 28 | さいたま市 | 緑区 | 104.018 | 26.51 | 3.924 |
| 29 | 非本市 | B | 218，616 | 54.86 | 3，985 |
| 30 | 堺 市 | 西区 | 133,615 | 28.62 | 4，669 |
| 31 | 新晹市 | 中央区 | 179，784 | 37.42 | 4，804 |
| 32 | さいたます | 見沼区 | 152，611 | 30.63 | 4.982 |
| 33 | さいたます | 桜区 | 92，889 | 18.60 | 4，994 |
| 34 | 泜松市 | 中区 | 241，355 | 43.93 | 5，494 |
| 35 | 漯市 | 堺区 | 147，208 | 23.69 | 6，214 |
| 36 | 漯 市 | 中区 | 122，092 | 17.94 | 6，806 |
| 37 | 相模原市 | 南区 | 269，847 | 38.19 | 7.066 |
| 38 | 相模原市 | 中央区 | 262.185 | 36.84 | 7.117 |
| 39 | 能本市 | C | 103，732 | 13.60 | 7.627 |
| 40 | さいたま市 | 北区 | 132，109 | 16.91 | 7，812 |
| 41 | 堺市 | 東区 | 85，300 | 10.48 | 8.139 |
| 42 | さいたます！ | 大宫区 | 106，477 | 12.75 | 8，351 |
| 43 | 堺 市 | 北区 | 155，280 | 15.58 | 9,967 |
| 44 | むいたま市 | 中央区 | 90，381 | 8.39 | 10，772 |
| 45 | さいたます | 南区 | 166，674 | 13.89 | 12，000 |
| 46 | さいたま市 | 浦和区 | 139，837 | 11.51 | 12，149 |

177.524

| 交流室 | 管暒校区 | 6区案 | 5区案 | 4区案 | 3区穼 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 花園 | 花園 | C | B | A | A |
|  | 池田 | B | B | A | A |
|  | 城西 | C | B | D | C |
| 五㮐 | 古町 | c | B | D | C |
|  | 春日 | 0 | B | D | C |
|  | 白坪 | C | B | D | C |
|  | 五福 | D | C | C | A |
|  | 䯭德 | D | C | C | A |
|  | 一新 | D | C | C | A |
| 中央 | 萤川 | D | C | A | A |
|  | 碩台 | D | C | A | A |
|  | 城東 | D | C | C | A |
|  | 黒酦 | D | C | A | A |
| 菓部 | 砂取 | D | C | B | B |
|  | 健軍 | E | D | B | B |
|  | 泉ヶ丘 | E | D | B | B |
|  | 帯山 | D | C | B | B |
|  | 尾ノ上 | E | D | B | B |
|  | 東町 | E | D | B | B |
|  | 帯山西 | D | C | B | B |
|  | 月出 | E | D | B | B |
|  | 健軍東 | E | D | B | B |
|  | 山ノ内 | E | D | B | B |
| 幸田 | 画図 | E | D | B | B |
|  | 御幸 | C | E | D | C |
|  | 田迎 | C | E | D | C |
|  | 田迎南 | C | E | D | C |
| 大江 | 百川 | D | C | C | A |
|  | 大江 | D | C | C | A |
|  | 出水 | D | C | C | A |
|  | 託麻原 | D | C | C | A |
|  | 白山 | D | C | C | A |
|  | 出水南 | D | C | C | A |
|  | 向山 | D | C | D | C |
|  | 本乼 | D | C | C | C |
|  | 春竹 | D | C | C | c |

まちづくり交流室管輨区域の変更が必要な地域

| 交流室 | 管輅校区 | 6区案 | 5区案 | 4区案 | 3区案 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 清水 | 清水 | B | A | A | A |
|  | 城北 | B | A | A | A |
|  | 高平台 | B | A | A | A |
|  | 麻生田 | B | A | A | A |
| 北部 | 川上 | B | A | A | A |
|  | 西里 | B | A | A | A |
|  | 北部東 | B | A | A | A |
| 龍田 | 壟田 | B | A | A | A |
|  | 楠 | B | A | A | A |
|  | 武蔵 | B | A | A | A |
|  | 弓削 | B | A | A | A |
|  | 梌木 | B | A | A | A |
| 託麻 | 西原 | E | D | B | B |
|  | 託麻東 | E | D | B | B |
|  | 託麻西 | E | D | B | B |
|  | 託麻北 | E | D | B | B |
|  | 託麻南 | E | D | B | B |
|  | 長謒 | E | D | B | B |
| 秋津 | 秋津 | E | D | B | B |
|  | 若絜 | E | D | B | B |
|  | 権木 | E | D | B | B |
|  | 挼木東 | E | D | B | B |
| 河内 | 河内 | C | B | D | C |
|  | 芳野 | C | B | D | C |
| 飽田 | 飽田東 | C | E | D | C |
|  | 飽田南 | C | E | D | C |
|  | 権田西 | C | E | D | C |
| 天明 | 中緑 | C | E | D | C |
|  | 龯塘 | C | E | D | C |
|  | 奧古閑 | C | E | D | C |
|  | 川口 | C | E | D | C |
| 西部 | 高橋 | C | B | D | C |
|  | 池上 | C | B | D | C |
|  | 城山 | C | B | D | C |
|  | 松尾東 | C | 8 | D | C |
|  | 松尾西 | C | B | D | C |
|  | 松尾北 | C | B | D | C |
|  | 小島 | C | B | D | C |
|  | 中島 | C | B | D | C |
| 南部 | 日吉 | C | E | D | C |
|  | 川尻 | C | E | D | C |
|  | 力合 | C | E | D | C |
|  | 城南 | C | E | D | C |
|  | 日吉東 | C | E | D | C |
| 富合 |  | F | E | D | C |
| 植木 | 田底 | A | A | A | A |
|  | 吉松 | A | A | A | A |
|  | 山本 | A | A | A | A |
|  | 田原 | A | A | A | A |
|  | 山東 | A | A | A | A |
|  | 植木 | A | A | A | A |
|  | 枚井 | A | A | A | A |
|  | 蒌形 | A | A | A | A |
| 城南 | 杉上 | F | E | D | C |
|  | 鄤庄 | F | E | D | C |
|  | 豊田 | F | E | D | C |


（1）3 区案をベースに，中央に区を設けました。

 の区を教けました。
－人口規模

## －面穣梖模及び

地形•地物通学区域
－公共棫関の所管区域逯荦区

行政サービスの提供や行政効事，財政負担などを考虐した行政区面の各㮔調査研究での「最適人口」は10万～30万人と幅広く，最も効車的な規稘が硨定していないことから，これらを目安として，中央の区は中
 となりました。
他についてはほほ均等にしました。

 ないように园膚しました。
 についてもほほほ整合性を㘣りました。

## 

## 








凶発造 6 －
$1^{\prime}$ くロ6舞甘










熊本市長 幸山 政史 様熊本市行政区画等審議会会長

# パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた「区割り」に関する住民の意見への日本共産党の見解 

日本共産党熊本地区委員会
委員長 重松 孝文

| 日本共産党熊本市㬢団 | 益田 牧子 |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 上里 美恵 |  |
|  | 那須 円 | 等 |

■ 住民アンケートの結果について
1，全体の集計だけで，「5 区案賛成•6割，6区案梖成•3割」とするのは，正碓 な民意の反映ではない。5 区案では，熊本市内から植木町役場に行くことにな る人の 7 割が 5 区案に反対，同じく熊本市内から富合町役場に行くことになる人の半数が 5 区案に反対です。
（1）地元紙には，アンクート結果の公表を受け，早々に「5 区案支持•62\％」と いう大きな見出しをつけた記事か揩栽されましたが，全体的な数の集計による梖否だけでは，住民の意向を正確にアンクートから読み取ることはできません。植木町役場を区役所として利用することになる旧熊本市の北部•清水•高平台•城北•麻生田•榆木•楠•武藏•弓削•龍田の各校区住民の7割は，5区案
天明地域の住民の半数を5区案に反対しています。要するに，区割り案の審議 は，地域ごとに住民の意見が大きく違うために，全体的な数の集計だけでは，住民の意向を没み取ることはできません。繰り返し指摘してきたように，地域 の成り立ち，公共交通の利便性，住民の生活圈などをきちんと考慮したうえで の，アンクートの分析が必要です。
（2） 5 区案でも， 6 区案でも，交通の利便性や，市内中心部と逆方向に向かって区役所に行かなけれははならない地域の住民には5 区案に反対の意見が多くなって います。 5 区案て植木町役場が区役所となる地域の住民で，特に楠•武蔵•清水•龍田など，旧熊本市の多くの地域は，植木町役場まで直通の公共交通機関がな

いため，一旦市役所周辺まで出てこないと，植木町役場行きのバスにも乗るこ とができません。これでは，高齢者や障害者，経済的困難を抱えた方など，弱 い立場にある方々の区役所利用に大きな不便が生じます。住民アンケートにお いても，交通の利便性の悪い区割り・区役所には多くの住民が反対であるとい うことです。
（3）住民説明会では「中心市街地活性化といいながら，市民を辺びなところに行か せようとしている」という意見まで出されていたように， 5 区案 $\cdot 6$ 区案には，住民の生活圈を重視しようという視点がありません。今回のアンケートでも，区割りをしたときに，旧熊本市内の住民を，生活圈が別の植木町役場や富合支所を区役所として利用させようとすることに，住民の反刘意思が表明されてい ます。
2， 5 区案に贁導するような説明がされているために，よほど交通の利便が悪くな ったり，区役所が中心部と逆方向になる人を除けぼ，5 区案賛成と回答してい る。
（1）そもそも， 5 区案 $\cdot 6$ 区案を提案するに当たって， 6 区案になった場合には，「施設整備等も含め，財政負担が大きくなる」「市民センター・総合支所における取扱業務が後退するような説明がなされている」ことや，「審㬢会委員の多数が， 6 区案よりも 5 区案を支持している」ことを説明資料に掲載するなど， 5 区案 に誘導するような説明がなされている。よって，交通の利便など，よほどの理由がない限り，多くの市民は熊本市の財政状況を心配したり，6区になって市民センター・総合支所の機能が低下するよりも区役所は少々遠くなっても，市民センター等の機能が低下しては困ると， 5 区案を選択している。記入された意見でも， 5 区案梖成の理由は，「財政負担の増加」「市民センター機能の低下」 と言うのが特徽的です。
（2）6区案より5区案を支持する市民の多数が，「財政負担が少ないこと」および「市民センター・総合支所機能が維持されること」を挙げていることからしても， 5 区案よりもさらに財政負担が少なく，市民センター・総合支所の機能がより強化される案が示されれば，そちらに賛成する市民が多数を占めるであろうこ とは想像に難くない。
（3）行政区画等審議会で決定された区割りと区役所の位置の基淮で，「人口規模は， 10 万人から 15 万人がひとつの目安と考えられる」となっていることも，住民 の視点で区割りを考えるネックになっている。もともと，人口規模 10 万～15万人という目安には根拠がなく，審議会委員も「未証明の仮説」という程度の

ものです。ところが，それにとらわれ，「人口の差の少ない区分け」がよいと考えている人も見受けられる。しかし，区割りは本来，住民の生活を出発点に すべきであり，生活圈こそ重視されるべきです。あまりに小さな区を設置すれ ば，行政の効率性には逆行する面があるが，人口の平均性よりも，地域の成り立ちや生活圈に応じて，柔軟に考えるべきです。全国の政令市の半数以上は人口 10 万人から 20 万人程度と，幅のあるものになっているのもそういう理由か らです。
3， 5 区案 $\cdot 6$ 区案への意見を求めるアンケートになっているため，多くの人がい ずれかを選択している。住民説明会で多数の意見が出されたように，「3区案• 4区案」も示し，アンケートをとれば，結果は違っていたと思われます。

## ■パブリックコメントの結果について

1，富合•植木•城南の合併した（する）町からの意見をのぞき，熊本市内から寄せ られているパブリックコメントを見ると，総数 385 件のらち， 5 区案も 6 区案 も支持しない意見が 276 件（ $71.6 \%$ ）です。旧熊本市内の住民の 7 割以上 が 5 区案 $\cdot 6$ 区案以外の区割りを求めています。パブリックコメントには，合併 する富合町•城南町•植木町の住民からの意見が，寄せられたパプリックコメン ト総数 898 件のうち 513 件と， 6 割近くにのぼり，それぞれの旧役場を区役所 とする案に賛成の意見が寄せられているが， 67 万旧熊本市民の圧倒的な意見は， 5 区案•6区案いずれも反対です。
2， 5 区案 6 区案以外の区割りを求めている旧熊本市民のほとんどが，分け方は様々であるものの， 3 区案 4 区案の検討を求めており，行政区画等軁議会とし ては 5 区 $\cdot 6$ 区案を提案しているものの， 3 区案 $\cdot 4$ 区案の検討を抜きにして，多数決によって 5 区案•6区案の賛否を問うような決定はすべきでない。

## ■ 住民説明会での意見について

1，今回開かれた 9 日間•19回の説明会では，まだ住民の理解•納得は得られてい ません。行政区画等䁇議会が提示している「区割り・区役所位置」の基漼につい ての納得できる根拠をはじめ，財政面に対する不安，市民センター・総合支所機能について，区バスの具体的検討内容（路線や運行頻度•料金など），居住地の区役所でしかできない業務についての詳細など，多くの疑問が出されました。

住民の理解を゙すすめるためにも，引き続き校区単位•昼間開催も含めた説明会を開催していく。
2， 1 に述がた，住民説明会で出された種々の疑問に対し，納得のいく充分な説明 はなされていません。これらの疑問に対し，具体的な形で根拠のある回答を行 ない，住民への説明責任を果たしていくこと。
3，地域ごとにそれぞれ意見は異なるが， 5 区案 $\cdot 6$ 区案以外の 3 区 $\cdot 4$ 区案の検討 を求める意見が数多く出されているので，これに行政区画等審議会として真摯 に応えるべきである。審議会として， 3 区案 4 区案も検討して，住民の意見を聞くべきであると考えます。

■ 今後，熊本市や行政区画等審議会が責任を持って取り組むこと
1，この間取り組まれた，地域説明会での意見取りまとめ・ハブリックコメントの結果•市民アンケート結果を住民に示し，引き続き校区単位•目間開催も呂めた説明会を開催していくこと
2，住民説明会をはじめ，アンケート・パブリックコメントを含め，現在出されてい る住民からの疑問に丁寧に答えていく
＊行政区画等審議会が提示している「区割り・区役所位置」の基準についての納得できる根拠をはじめ，財政面に刘する不安，市民センター・総合支所機能について，区バスの具体的検討内容（路線や運行頻度•料金など），居住地の区役所でしかできない 業務についての詳細など
3，行政区画等堙議会が，区割りの基本的な考え方のひとつとしている「植木町役場を区役所とする合併協議会の承認事項 や，「区の人口規模は，10万人から 15 万人程度がひとつの目安いにするという基準が，区割りを歪めているので，基本的考え方•基準についても，住民の意向が反映されたものにし，住民本位の区割りとなるような審議をすすめていくこと
4，5区•6区案たけで，拙速に区割りを決定するのでなく，市内全域から多数出さ れている3 区案•4 区案の検討を求める声に応え，行政区画等審議会として3区案•4 区案も示し，住民の意見を聞きながら，全市民的論議に基づく「区割 り・区役所位置の決定」をすすめる

2010年3月2日
熊本市長 幸山 政史様
熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広様

## 区割りに関する要望書

> 平和と民主主義・くらしを守る
> 熊本市民連絡会
> 代表 井芹 栄次汕

住民説明会やアンクート，パブリックコメントを踏まえ2月22日に6回目 の審議会が開催されました。

その中で，住民の意見を踏まえて当初，5区案の修正意見だった委員や 5 区案，6区案に殰成していた委員からも5区案，6区案だけでなく3区案，4区案の検討も必要だとの意見が数多く出されました。

その論議を踏まえて，以下の点について要望します。
1．住民の意見を踏まえて，審議会として正式に3区案，4区案の検討を行う こと。また，それぞれの委員から区割り案が提案されたら，交通の利便性，区役所の設置費用，総合支所，市民センターのサービス機能，地域作りの一体化 などの点をひとつずつ丁寧に検討すること。

2．審議会で大久保委員から提案された， 3 区• 4 区案の市民センターや総合支所のサービスの比較を提出させること。

3．市民の不安が多い区バス（コミュニティーバス）について，運行計画と費用について概算予算を提出させること。

4．審議会としての結論を時間がないという理由で多数決で押し切らないこと。審議会として議論を尽くして，50年先，100年先まで見通した「この案で あれば市民に自信を持って提案できる」という案まで煮詰めること。

## 納得いかない政令市区割り案に反対する陳情書

| 熊本市長 | 幸山政史 様 |
| :--- | :--- |
| 熊本市行政区画等審議会会長 桑原隆広 様 |  |

陳情の主旨と理由
一，私たちは， 5 区案， 6 区案とも反対します。
二，この地域は，中央区（熊本市役所）区域内に入ることを要求します。
三， 3 区案， 4 区案も作成し，市民に再提案してください。
四，まだ，ほとんどの住民が区割りの実態について知りません。きめ細かな住民説明会を要求します。そして，熊本市長はじめ区画等審議会会長，副会長が責任持って出席されることを要求します。

五，3月中に行政区画等審議会が，急いで区割りの結論を出すことに絶対反対 です。

六，本当に住民の足となりうるか わからない区バス（コミユニティーバス）を宣伝する市の対応は，信用できません。区割ゆ案全体の信用をなくします。住民に対して，真擊で誠実な対応をすべきです。

私たちの住む，清水，楠，龍田，榆木，武蔵など北部地域住民にとって，植木町はそ うとら離れており，交通アクセスの面においても，とても条件の悪いところです。特に，足 の便を持たない，高龄者や交通弱者にとって，とても大変なところです。また，政令市に なることにより，かえって住民が不利益を被る結果になることは，とうてい納得ができませ ん。
結論を急ぎ決めることは，誰のためですか。時問をかけて，住民が納得する審議をす すめていただきますようお願いいたします。

私たちは，清水，楠，龍田，榆木，武蔵の地域をこえて，住民ひとりひとりの声を陳情書にしたためて参りました。
市議会議長宛の写しも含めて，団体 3 通，個人／00通，計／O3 通を添えて， お願い申し上げます。

2010年3月9日
「政令市区割りを考える会•武蔵」
代表 山部洋史熊本市武蔵ヶ丘 2－11－3

## 納得いかない区割り案に反対する陳情書

$\begin{array}{lll}\text { 熊本市辰 } & \text { 幸山政史 } & \text { 様 } \\ \text { 㑷本市行政区画等審砏会会長 } & \text { 桑原隆広 } & \text { 様 }\end{array}$

私たち北地域（楠，榆木，麻生田，龍田，武蔵，弓削，清水，高平台，城北な ど）の区役所について

行くことが困難な
■ 区 区案と 5 区案（4）の植木町案に反対します。
■また， 5 区案（3）の税務大学校，熊本研修所隣接地案にも反対します。

## ○私たちは，行くことが困難な区役所案に反対します。

私たちの地域，たとえば武蔵から植木町役場まで車で 50 分から 1 時間かかります。 バスで行くとしたら直通の路線バスがないので，市役所前まで出て，植木行きの路線バスに乗り換えて行かねばなりません。そのうえ，バスの本数が少ないので，街 ち時間も入れたら，片道だけで数時間かかります。

これでは，区役所に行くのに1日がかりになってしまいます。

また， 5 区案（3）の税務大学校，熊本研修所隣接地へは，龍田，楠，榙木，武蔵，弓削からは遠いうえに，こちらも直通の路線バスかなく，自家用車がないと通え ません。

それを補らものとして，市は区バス導入を，いわれていますが，政令市のさいた ま市は，毎年，年間 1 億 5 千万円の赤字を出しており，新潟市では，平成 19 年か ら区バス導入をスタートしたものの，3 年を経た今，収支率が悪い区バスについて は，廃止に至っています。

このように，熊本市の区バスも，将来にわたつて運行されるという保証はありませ ん。

さらに，そのうえ区バスを走らせるにしても，そもそもか，植木につながる直通道路もない現状です。

> ■区役所は, そこに住む人たちが行くことのできる場所に決めて下さい。
> ■区割りは, 人口や面積重視ではなく, そこに住む人たちの利便性を最優先にして決めて下さい。
> そうでないと, 政令市になって日本一住みにくい街となってしまいます。

## ○居住地の区役所でないと，できないこともあり，そのことを軽視しない で下さい。

市は，手続きはどこの区役所でもできるとか，区役所へ行くことはほとんどないと か，いつておられしますか，そうであれば，区役所をおく必要が感じられしなくなり，総合支所で十分では，ないかと思ってしまいます。

窓口業務については，どこの区役所てもできると思いますが，問題なのは，各区役所に併設される保健福祉センターには，管轄区域があるので，居住地以外の区役所で，何でもできるとはいえない，といわれていることです。

特に各種の納付相談，減免相談や，込み入った相談は，その決定の権限をもつ， おのおのの所轄の区役所に行くことが必要になってくると思います。

福祉関連や経済的困朆などで，ほんとうに困っている人ほど，区役所に行く必要 がでてくることになりますので，そのことを軽く見ないでいただきたいと思います。

区割りは急いで決めないで下さい。次のことを必ずやってから決めるようにして下 さい。

1．そこに住む人たちの声を，もつと多く聞く機会を増やして下さい。
2．熊本市行政区画等㥶議委員会のメンバーの方たちは，実際に路線バスに乗つ て，検証をしたうえで区割りを決めて下さい。

以上，この地域は，高齢化がすすみ，車の運転ができない人，体の不自由な人 が増えている地域でもあり，交通の利便性が悪い植木町案と税務大学校，熊本研修所隣接地案に反対します。

地域のみなさんの署名 今回 660名 前回103名
累計 763 名の署名を添えて，お願い申し上げます。
2010年4月1日

「政令市区割りを考える会•武蔵」代表 山部洋史熊本市武藏ヶ丘2－11－3

